

地域に、そして未来に誇れる信用組合を目指して

DISCLOSURE

ディスクロージャー誌 2026



感謝の心でこれからも…

あいづしんくみ

The Aizushoko Credit Cooperative

索引

各開示項目は、下記ページに記載しております。なお*印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されております法定開示項目です。

■ごあいさつ 3

【概況・組織】

1.事業方針	4
2.事業の組織*	5
3.役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)	5
4.会計監査人の氏名または名称*	5
5.店舗一覧(事務所の名称・所在地)*	42
6.自動機器設置状況	42
7.地区一覧	42
8.組合員数	40
9.子会社の状況	39

【主要事業内容】

10.主要な事業の内容*	40
--------------	----

【業務に関する事項】

11.事業概況*	4
12.経常収益*	26
13.業務純益	26
14.経常利益(損失)*	26
15.当期純利益(損失)*	26
16.出資総額、出資総口数*	26
17.純資産額*	26
18.総資産額*	26
19.預金積金残高*	26
20.貸出金残高*	26
21.有価証券残高*	26
22.単体自己資本比率*	26
23.出資配当金*	26
24.職員数*	26

【主要業務に関する指標】

25.業務粗利益及び業務粗利益率*	26
26.資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支、 総資金利鞘*	26
27.資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り*	29
28.受取利息、支払利息の増減*	26
29.役務取引の状況	26
30.その他業務収益の内訳	29
31.経費の内訳	26
32.総資産経常利益率*	26
33.総資産当期純利益率*	26

【預金に関する指標】

34.預金種目別平均残高*	29
35.預金者別預金残高	29
36.財形貯蓄残高	29
37.役職員1人当り預金残高	29
38.1店舗当り預金残高	29
39.定期預金種類別残高*	29

【貸出金等に関する指標】

40.貸出金種類別平均残高*	30
41.担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額*	30

42.貸出金金利区分別残高*	30
43.貸出金使途別残高*	30
44.貸出金業種別残高・構成比*	31
45.預貸率(期末・期中平均)*	29
46.消費者ローン・住宅ローン残高	30
47.代理貸付残高の内訳	39
48.役職員1人当り貸出金残高	29
49.1店舗当り貸出金残高	29

【有価証券に関する指標】

50.商品有価証券の種類別平均残高*	取扱なし
51.有価証券種類別平均残高*	30
52.有価証券種類別残存期間別残高*	30
53.預証率(期末・期中平均)*	29

【経営管理体制に関する事項】

54.法令等遵守の体制*	32
55.リスク管理体制*	32～34
資料編	35～38

【財産の状況】

56.貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書*	18～25
57.金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額*	32
58.自己資本充実状況(自己資本比率明細)*	27
59.有価証券の時価等情報、金銭の信託の時価等情報*	28
60.外貨建資産残高	39
61.オフバランス取引の状況	28
62.先物取引の時価情報	28
63.オプション取引の時価情報	取扱なし
64.貸倒引当金(期末残高・期中増減額)*	30
65.貸出金償却額*	30
66.財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について	39
67.会計監査人による監査*	39

【その他の業務】

68.内国為替取扱実績	40
69.外国為替取扱実績	39
70.公共債窓販実績	39
71.公共債引受実績	39
72.手数料一覧	41

【その他】

73.継続企業の前提の疑義	該当なし
74.総代会について	6～7
75.沿革・あゆみ	4
76.苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について	44
77.報酬体系について	40
78.マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策	43
79.あいづしんくみ金融サポート“スクラム”	45
80.SDGsに関する取組み	47

【地域貢献に関する事項】

81.地域貢献	8
82.地域密着型金融の取組み状況	9～13
83.コンプライアンスについて	14～17
84.原発処理水の海洋放出を巡る風評被害の影響を受けた県内事業所への支援	46





ごあいさつ

皆様には、日頃より“あいづしんくみ”に対しまして格別のご愛顧、お引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、当組合の令和7年度第70期の現況をディスクロージャー誌として取り纏め致しましたので、ご高覧賜り“あいづしんくみ”へのご理解を深めて頂ければ幸いに存じます。

我が国の経済は、緩やかな景気回復と賃上げや雇用環境の改善等の進展が見られる一方、ロシアやイラン等の地政学リスクや円安の影響により、原油をはじめとした資源価格の高止まりや物価の上昇が続き、その影響は日本の景気回復に対する不確実性を高めております。

当組合の営業基盤である会津地域においては、人口減少と需要縮小が続く一方、インバウンド需要による観光業の回復や地場産業が再評価されるなど、今後は地域金融機関の持続的成長への対応力が更に求められるものと思慮されます。

また、金融機関を取り巻く環境は、日銀の政策金利の引上げにより金利のある世界となり、預貸金利鞘が改善し収益面ではプラスとなる一方、株価や国債等の債券金利の上昇等により「貯蓄から投資へ」の流れが加速し、金融機関においては預金の獲得競争が激化しております。今後は更に、インフレ抑制や金利正常化に向けた日銀の対応が注視されます。

こうした経済・金融環境の中、令和7年度は資本支援に伴う金融機能強化計画並びに中期経営計画の1年目として、3つの主要テーマ「収益力の強化」「経営基盤の強化」「組織力の強化」を掲げ、貸出金増加に向けた取組みを強化するとともに、それらを実現するため人材育成、店舗再編等による経営効率化を図りながら期間収益の確保、及び将来にわたり地域やお客様から必要とされる金融機関を目指し、役職員一丸となって邁進して参りました。

令和8年度も前年度に引き続き店舗再編等により捻出した経営資源をもとに営業推進態勢を一層強化し、地域の皆様への円滑な資金提供と更なるコンサルティング機能を発揮して参る所存です。

また、令和8年度は創立70周年を迎える節目の年であります。

組合員や地域の皆様への感謝の想いを新たにし、役職員一丸となって地域経済の発展に貢献して参りますので、今後とも格別のご支援、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年7月

会津商工信用組合

理事長 菊地 武

当組合のあゆみ(沿革)

- 昭和31年10月 会津若松市七日町197にて会津若松商工勤労信用組合として発足
- 昭和34年 4月 会津若松商工勤労信用組合より現在の会津商工信用組合に名称変更
- 昭和36年12月 本店を現所在地に移転
- 昭和41年 4月 福島県収納代理業務取扱開始
- 昭和51年10月 創立20周年記念式典開催
- 昭和57年 4月 普通預金自営オンラインシステムに移行、その後逐次科目を追加
- 昭和61年10月 創立30周年記念式典開催
- 昭和62年 3月 あいづしんくみ年金友の会発会
- 昭和62年 4月 呼称を“あいづしんくみ”と制定
- 昭和62年 7月 あいづしんくみレディース城の会発会
- 平成 4年 9月 あいづしんくみ葵の会発会
- 平成 6年12月 信組共同オンラインセンター(SKC)加盟
- 平成 8年 3月 預金量500億円達成
- 平成 8年10月 創立40周年記念式典開催
- 平成 9年 3月 あいづしんくみゴルフ会発会
- 平成10年 1月 日本銀行蔵入復代理店許諾
- 平成17年11月 福島協和信用組合と合併
- 平成18年10月 創立50周年記念式典開催
- 平成20年 2月 西会津支店新築移転
- 平成20年10月 全国信用組合大会にて「しんくみ運動社会貢献賞受賞」(あいづしんくみ見廻り隊活動)
- 平成23年 9月 大塚支店廃止し滝沢支店へ統合
- 平成24年 9月 会津本郷支店廃止し会津高田支店へ統合
- 平成24年12月 中小企業経営力強化支援法に基づき経営革新等支援機関に認定
- 平成25年10月 東北経済産業局へ「しんくみ会津地域プラットフォーム」組織登録
- 平成28年 4月 法人・個人事業主向け「ビジネスWEBバンキング」サービス取扱開始
- 平成28年10月 創立60周年記念式典開催
- 平成29年 3月 会津7市町村との「地域創生の実現に向けた包括連携に関する協定書」の締結
- 平成29年 8月 城南支店移転新築オープン
- 平成29年 8月 日本政策金融公庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結(再)
- 平成30年 7月 滝沢支店新築移転オープン
- 平成30年11月 中央通り支店廃止し滝沢支店へ統合
- 平成30年12月 ふくしま産業賞「特別賞」受賞
- 令和元年 8月 ユースエール(厚生労働省が主催する認定制度)認定
- 令和 2年 5月 SDGs宣言
- 令和 2年 8月 窓口休業時間の導入(本町・芦ノ牧・塩川・西会津・河東の各支店)
- 令和 4年 4月 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定
- 令和 5年10月 日本赤十字社福島支部から「金色有功章」を受章
- 令和 5年11月 芦ノ牧支店移転(城南支店へ店舗内店舗)
- 令和 6年 5月 塩川支店移転(喜多方支店へ店舗内店舗)
- 令和 6年11月 河東支店移転(滝沢支店へ店舗内店舗)
- 令和 7年 7月 七日町支店移転(本店営業部へ店舗内店舗)
- 令和 8年 3月 本町支店移転(本店営業部へ店舗内店舗)
- 令和 8年 7月 会津高田支店移転(城南支店へ店舗内店舗)

事業方針

経営理念

組合員など顧客に対する貢献
地域社会に対する貢献

基本方針

健全なる経営を維持し、地域の皆さまから必要とされ、且つ、地域の皆さまのために貢献できる金融機関を目指し、人的・物的基盤を確立し信用を昂めて参ります。

経営方針

1. 経営基盤を強化し、地域社会・顧客に還元する。
1. 地域・顧客・組合のため、汗を流し知恵を出す職員を創る。
1. 働きがいのある職場・安心して働ける職場を創る。

令和7年度 経営環境・事業概況

令和7年度の経営環境は、中東情勢を巡る混乱の影響もあり一部に弱い動きは見られるものの景気は緩やかに回復しております。企業収益は、製造業において米国の関税政策の影響はありますが、全体的には高水準で推移し、また個人消費についても、物価上昇の影響を受けつつも、賃上げや雇用改善等の進展が見られ底堅く推移しているものと思慮されます。しかしながら、今後においては、政府の補正予算による各種施策はあるものの、原油を始めとした資源価格の高止まりや物価の上昇が、企業収益や家計の実質所得に対する下押し要因になるものと予想され、日本の景気回復の不確実性を高めております。

金融政策では、日銀の政策金利の引上げにより、金融機関の預金や貸出の金利が見直される中、株価や国債等の債券金利も上昇し、「貯蓄から投資へ」の流れが加速しております。また、物価上昇率が2%に近付く中、現在の実質金利が低い水準にあるため、日銀では、経済・物価・金融情勢に応じて引き続き政策金利の引上げや金融緩和の度合いを調整していくものと予想され、金融機関においては今後ますます預金の獲得競争が激化していくものと思われま。

会津地域においては、インバウンドや国内観光需要の回復により観光業や宿泊業、飲食業では持ち直しの動きが見られるものの、製造業や建設業等においては、国際情勢や円安等に起因する資材価格の高止まりが企業収益を圧迫し、加えて、人材不足によるコスト増加も重なり、設備投資に対して慎重な姿勢が広がっております。このように、地域経済を取りまく環境は依然として厳しい状況が続いているため、私ども地域金融機関においては、地域経済の活性化に寄与できるよう、対応力が更に求められるものと思慮されます。

こうした経済・金融環境の中、当組合は令和7年度を再生元年と位置付け、資本支援に伴う金融機能強化計画並びに中期経営計画の1年目として、3つの主要テーマ「収益力の強化」「経営基盤の強化」「組織力の強化」を掲げ、貸出金増加に向けた取組みを強化するとともに、それらを実現するため人材育成や、店舗再編等による経営効率化を図りながら期間収益の確保に役職員一丸となって取組んで参りました。

令和7年度の業績につきましては、預金は高齢者の終活や相続、投資等への預け替え、また公金の減少等により対前期比69億円減少し、881億円となりました。貸出金は、法人向け融資は増加したものの、個人事業者を含めた個人向け融資の減少と貸出金償却により対前期比84百万円減少の465億円となりました。

収益面については、日銀の政策金利の引上げによる利回りの改善により貸出金利息、預け金利息が増加したことに加え、貸倒引当金取崩益により経常収益は15億61百万円となりました。費用面については、資金調達費用の増加を、店舗再編等による経費削減効果でカバー出来たことから、経常費用は13億36百万円となりました。これにより、経常収益から経常費用を差し引いた経常利益は2億25百万円となり、事業計画を上回る結果となりました。当期純利益についても、遊休不動産の処分に伴う資産除去債務取崩益等もあり、当期純利益は2億40百万円となりました。

この結果、これまで2期連続無配としておりました普通出資の配当金につきましても第70期は年0.5%ではありますが復配できることとなりました。組合員の皆様には多大なご心配をお掛け致しました。なお、令和8年3月末の自己資本比率は9.66%(対前期比0.07ポイント増)となりました。国内基準である4%を十分に上回る水準ではありますが、今後も自己資本比率の向上に努めて参ります。

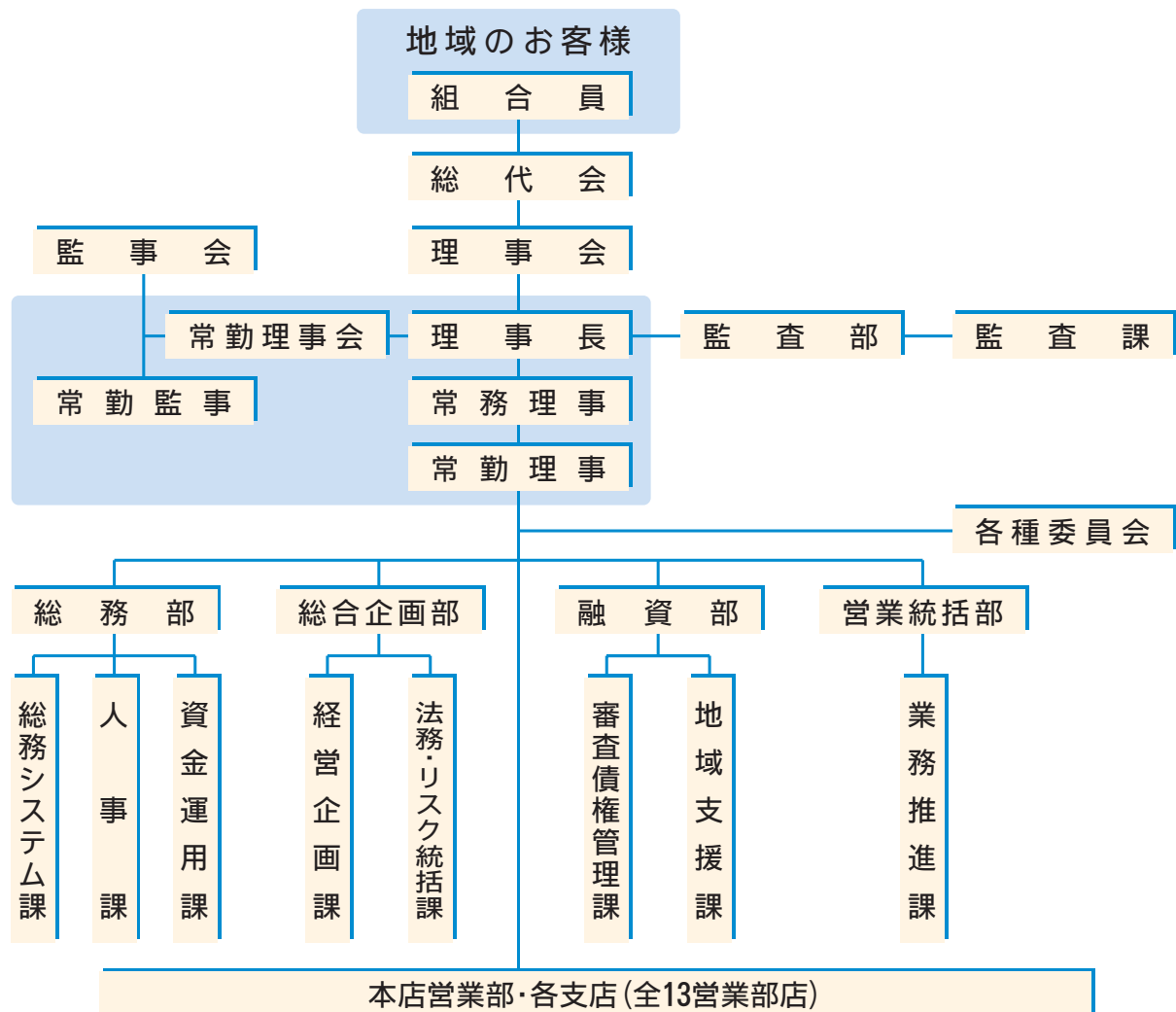
令和8年度につきましても、店舗再編等により捻出した経営資源をもとに営業推進態勢を一層強化するとともに、地域経済の活性化に向け、地場産業の成長支援や創業・スタートアップ支援、事業再生支援等、お客様の様々な課題を解決できるようコンサルティング機能をこれまで以上に発揮して参る所存です。

令和8年度は創立70周年を迎える節目の年であります。組合員並びにお取引先をはじめとする地域の皆様への感謝の想いを新たに、今後も地域経済の発展に貢献して参りますので、引き続き、一層のご支援・ご高配を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



事業の組織

(令和8年6月末現在)



役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)

(令和8年6月末現在)

理事長	菊地 武	理事	齋藤 久夫
常務理事	長谷川 幸衛	理事	森 恭子※
常務理事	五十嵐 浩幸	理事	阿部 浩一※
常勤理事	星 憲之	理事	小池 達哉※
		常勤監事	山田 浩一
		監事	吉野 忠昭
		員外監事	増井 正秀

注)当組合は、職員出身以外の理事(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的反映に努めております。

会計監査人の氏名または名称

(令和8年3月末現在)

伊藤公認会計士事務所 公認会計士 伊藤 真大
 村上公認会計士事務所 公認会計士 村上 芳文



総代会について

■総代会の仕組み

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員27,445名(令和8年3月末)と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から定款等の定めるところにより選出された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

なお、当組合は、毎年6月に開催している通常総代会のほか、地区別総代懇談会や各種会活動、日常の営業活動などを通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

■総代の選出方法

総代は組合員の中から公平な選挙(選挙区ごと)によって選ばれますが立候補資格は次の通りとなります。

①30名以上の地区組合員から指名推薦を受けた組合員

②理事会の承認を得て理事長より指名推薦を受けた組合員

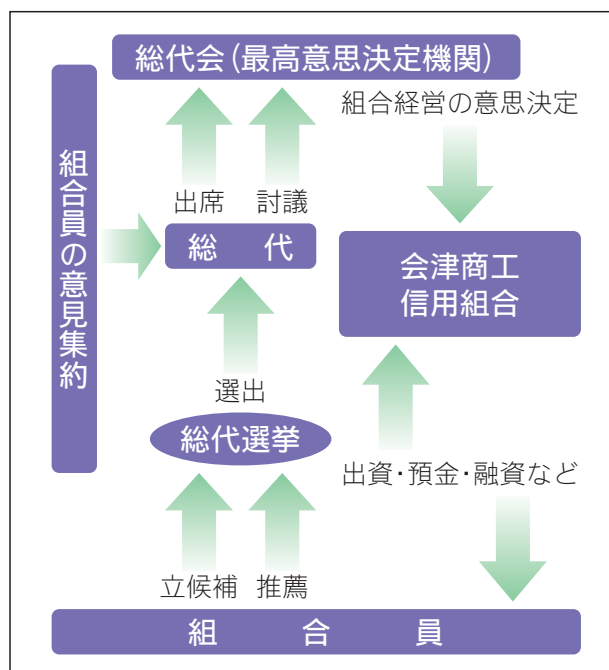
なお、総代の任期は3年間で総代の定数は100人以上110人以内となっております。

また、総代の定年については、平成30年4月1日以降は満75歳とし、任期の途中で満75歳を迎えた場合にはその任期満了までとなります。

■第70期通常総代会の報告

第70期通常総代会が、令和8年6月23日午後2時00分より、当組合本店で開催されました。

当日は総代110名のうち、出席85名(うち、委任状による代理出席39名)のもと、全議案が満場一致で可決・承認されました。



■決議事項

- 第1号議案 第70期(令和7年度)剰余金処分案承認の件(報告事項)
第70期事業報告、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書の報告、監査報告
○満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第2号議案 第71期(令和8年度)事業計画及び収支予算案承認の件
○満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第3号議案 定款の一部変更の件
○満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第4号議案 組合員除名の件
○満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第5号議案 理事全員任期満了につき改選の件
○満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。



第70期総代会



■総代の氏名 総代定数110名 総代数110名

(令和8年6月末現在)

選 挙 区	総代氏名(敬称略、五十音順)									
第1区 (会津若松市) 総代定数 19名 総 代 数 19名	穴 澤 耕 二④	阿 部 亘③	天 井 正 一◆	安 西 秀 一③						
	五十嵐 明 良④	稲 生 孝 之④	冠 木 成 彦③	佐 藤 典 祐③						
	櫻 木 直 樹①	滝 沢 博 士②	田 邊 裕 文④	新 田 一 則④						
	芳 賀 英 男②	羽 金 與 八◆	橋 本 希 義④	松 本 健 男④						
	武 藤 昭 夫②	武 藤 公 一②	森 惣兵衛◆							
第2区 (会津若松市) 総代定数 11名 総 代 数 11名	大 塩 真 理◆	尾 崎 友 良◆	佐 藤 有 史◆	高 木 龍一郎④						
	田 中 誠二郎③	戸 川 恵 一①	早 尾 武 章②	原 田 文 次①						
	樋 山 秀 樹③	平 田 規 子③	渡 部 英 樹①							
第3区 (会津若松市) 総代定数 19名 総 代 数 19名	木 野 秀 夫②	國 分 洋 子◆	小 林 久 昭④	齋 藤 勇③						
	佐 瀬 正 行③	佐 藤 彰 男④	佐 藤 武 司①	佐 藤 美奈子②						
	滝 澤 俊 文①	田 崎 幸 男④	寺 島 秀 一①	長 澤 由 香③						
	中 島 茂◆	永 島 隆 治②	本 田 和 也①	松 浦 健 典①						
	三 浦 一 元◆	山 口 隆 義③	吉 田 幸 夫◆							
第4区 (会津若松市) 総代定数 10名 総 代 数 10名	齋 藤 記 子④	佐 藤 達 郎③	諏 佐 淳一郎④	鈴 木 義 文②						
	長 尾 好 章①	鍋 谷 隆◆	成 田 卓 男◆	武 藤 義 榮④						
	渡 部 浩 市①	渡 部 祐③								
第5区 (喜多方市・耶麻郡) 総代定数 27名 総 代 数 27名	五十嵐 幸 子◆	石 嶋 和 義③	猪 俣 由 美②	瓜 生 泰 弘③						
	江 川 正 則①	遠 藤 久④	大 森 佳 彦④	木 村 典 寿①						
	佐 藤 幸 三①	佐 藤 利 也①	佐 藤 富次郎③	佐 藤 晴 美③						
	澁 谷 司②	須 藤 研 二◆	田 中 敏 継③	田 中 智 仁③						
	野 邊 賢 一④	橋谷田 淳①	羽 入 竜 一◆	福 地 義 久◆						
	松 崎 健太郎③	松 田 正 徳①	真 部 正 美◆	山 口 康 雄③						
	山 崎 雅 夫①	渡 邊 正 昭①	渡 邊 学①							
第6区 (大沼郡・河沼郡) 総代定数 22名 総 代 数 22名	秋 本 尚 恵①	天 笠 昌 明◆	荒 井 千佳子①	五十嵐 正 康③						
	石 川 祐 幸②	入 谷 康 之①	上 野 トミ子◆	鵜 川 佳 子◆						
	宇 内 一 広②	梅 宮 孝 信◆	加 藤 昭 礼③	櫻 井 宏 信◆						
	佐 藤 勝 司③	鈴 木 久仁子◆	武 田 修①	坂 内 吉 悦①						
	藤 田 保 彦③	星 野 綱 男①	宮 本 利 典③	山 内 拓 也◆						
	弓 田 修 司◆	渡 部 光 樹②								
第7区 (南会津郡) 総代定数 2名 総 代 数 2名	白 川 浩 主③	馬 場 洋 平④								

(注1) 氏名の後に就任回数を記載しております。

(注2) 就任回数が5回以上の場合には◆で示しております。

地域貢献

地域に貢献する信用組合の取組み姿勢

当組合は、協同組織金融機関として相互扶助の理念に基づき、地域の皆様一人ひとりの顔が見える、きめ細かな取引を基本としており、常にお客様(組合員)の発展と生活の質の向上に役立ちたいと考えております。

■地域・業域・職域サービスの充実

当組合では、「お客様との接点」を重視し、地域に信頼され、親しまれる金融機関を目指しており、その活動基盤として、下記のとおり各種預金会を組成し、会員相互の親睦や交流を図っております。

あいづしんくみ葵の会

当組合と会員の経済的地位の向上ならびに会員相互の親睦と文化的生活の向上を図ると共に地域社会の発展に貢献することを目的としている会です。
令和7年度は、連合会として納涼ビアパーティーを実施しました。



あいづしんくみレディース城の会

会津地域の経済的発展に貢献すると共に、会員の事業推進とQuality of lifeの向上を目指し、日々の情報交換ができる機会を設け、学びながら楽しく交流を図る会です。

令和7年度は、連合会として納涼パーティー・企業見学会(見学先: 旬久保木豊店様・アルファ電子㈱様 協力: 福島県商工信用組合様)を実施しました。



あいづしんくみ年金友の会

当組合にて国民年金、厚生年金、共済年金等の公的年金をお受取りいただいている方を対象として、会員相互の親睦と文化的生活の向上を図る会です。

令和7年度は、寺泊海岸つわぶき温泉と海鮮日帰りの旅のほか、支部合同による新年会を実施しました。



あいづしんくみビジネスクラブ

若手経営者・事業後継者が集い、異業種交流、セミナー、研修視察、ビジネスマッチング等を実施し、スキルアップ等を図ると共に、会員事業所の発展と地域社会に貢献することを目的としている会です。

令和7年度は、セミナー&交流会、研修視察(視察先: ㈱三義漆器店様・山中煎餅本舗様・蔵の宿MARUTOKO様・荒川産業㈱様)を実施しました。



あいづしんくみゴルフ会

当組合のお取引先を対象に結成され、会員相互の親睦を図るために活動しています。

令和7年度は通常コンペ3回のほか、理事長杯を開催し、多くのお客様にご参加いただきました。



各預金会へのお申込みは、窓口・渉外係にお問合わせください。
※喜多方支店では蔵の会・親和会・皐月会、塩川支店では蔵の会を組成しています。

■地域貢献活動

全国の信用組合では、毎年9月3日を「しんくみの日」、9月1日から7日を「しんくみの日週間」としており、当組合では献血活動や清掃活動などの活動を実施しました。



令和7年9月3日 献血活動
(役職員とお客様29名参加)



令和7年9月6日 清掃活動(役職員96名参加)

■事業所支援

令和7年9月20日
第11回あいづしんくみ藩公祭市
44社のお取引先事業所にご出店いただき、多くのお客様にご来場いただきました。



令和7年9月23日
けんしん商店街フェアinビッグバレットふくしま
主催の福島県商工信用組合様のご厚意により、4社のお取引先事業所が出店されました。



中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

令和7年度「あいづしんくみ事業者支援の取組み方針」について

当組合では経営基盤の強化として「事業者支援」を重点施策の一つに掲げており、事業者が資金繰りに重大な支障が生じることがないよう、より一層の金融仲介機能の発揮に加え、様々な経営課題について事業者の実情に応じて迅速かつ適切に対応していくため「あいづしんくみ事業者支援の取組み方針」を制定し、以下の通り取組んでおります。

あいづしんくみ事業者支援の取組み方針

① 無料個別相談会の開催

当組合では毎月2回、中小企業診断士及び経営士・ITコーディネーター等の専門家の方々を招き、事業者の様々な経営課題や各種補助金活用について相談できる無料個別相談会を開催しております。

○ 創業・経営個別相談会 相談件数 38件

② 無料専門家派遣

事業者の皆様が個別相談会の日程が合わない場合や、直接会社や工場等に赴いた方が現状を把握できる場合について、福島県中小企業診断協会や福島県よろず支援拠点、その他の支援機関と連携した無料の専門家派遣を行い、経営課題の解決に取組んでおります。

○ 専門家派遣事業 派遣回数 102回

③ 創業関連支援

当組合では、原則年2回「あいづしんくみ創業塾」を開催しております。起業・創業をお考えの皆様やもう一度事業を見直したい方に創業までのご支援（創業計画策定、創業資金の確保等）、創業後の事業支援（売上増加、事業拡大、経営改善等）にきめ細かく親身に寄り添った対応をしております。又、当組合の創業塾は会津管内認定市町村の「特定創業支援事業」となっており、受講修了することで創業時に税金の軽減措置や補助金上限の増額等、様々なメリットがあります。

※これまでの創業塾受講生267名、創業者130名



創業塾の様子

あいづしんくみ創業塾生交流会の開催

令和7年8月8日（金）創業者の人脈づくり支援の一環として第3回「あいづしんくみ創業塾生交流会」を開催しました。

塾生による成功事例の紹介や異業種交流会を通して、地域における人のつながり、当組合職員とのつながりを深める機会となりました。



創業ステップアップセミナー & 創業者交流会の開催

令和7年12月3日（水）、日本政策金融公庫会津若松支店並びに福島県信用保証協会、当組合の3つの金融機関主催による創業ステップアップセミナーを開催しました。

第1部の先輩起業家のトークセッションに続き、第2部では創業者交流会を開催し、様々な業種の方々とつながりを深める機会となりました。



④ 経営改善支援

当組合では外部支援機関・外部専門家と緊密に連携して、事業者の皆様の財務、労務、DX、生産性改善等、経営全般の改善に取組み、助言・アドバイスを実施しております。又、事業者の実情に応じて複数回、継続的な経営改善支援を実施し、専門家の知見・アドバイス等を加味した経営改善計画の策定も行っております。

⑤ 雇用・人材確保・事業承継・M&A支援

当組合は、事業者の「人に関する悩み・課題」について、人材紹介、結婚相談、後継者確保、事業承継・M&A等に提携している人材紹介会社や外部支援機関と協働して課題解決に取組んでおります。

○ 事業承継・M&A相談件数 31件

あいづしんくみビジネスクラブ

「あいづしんくみビジネスクラブ」は、セミナー・交流会・研修視察などを通じて、若手経営者や事業後継者の勉強の場、異業種交流やビジネスマッチングの提供の場として活動しています。

令和7年度は、第14回セミナー&交流会、研修視察を開催しました。

セミナー①

株仙台買取館 株サムライアロハ
代表取締役 櫻井鉄矢様
起業して分かった経営で一番大事なこと

研修視察①

株三義漆器店様
伝統的な会津塗の技術を活かしつつ、現代のライフスタイルに合わせたものづくりなどを視察

研修視察③

荒川産業株様
金属スクラップなどのリサイクルの現場を視察

セミナー②

株inf.（インフ）
代表取締役 石川達也様
生成AIは救世主になり得るか？
仕事が変わる「AI活用」の最前線！

研修視察②

山中煎餅本舗様、蔵の宿MARUTOKO様
炭火を使った昔ながらの煎餅づくりと、築100年の蔵をリノベーションした一棟貸しの宿を視察



中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組み方針について

会津商工信用組合
理事長 菊地 武

当組合は、中小企業金融円滑化法の期限到来後も取組方針は、従来からの対応と変更はございません。

これからもお客様に対して、貸付の条件の変更等のお申込み・ご相談等に迅速かつ適切にお応えすることができるよう、努めてまいります。

中小企業金融円滑化法の取組み方針

当組合の実施方針

当組合は、地域に根差し、地域に開かれた金融機関として、地元で健全な事業を営む中小事業者及び個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地元事業者の経営相談及び経営改善に関するきめ細やかな支援に取り組むことの重要性を認識し、組織をあげて貸付の条件の変更等の申込手続に対して適切かつ積極的に取り組んでまいります。

1. 中小企業者のお客様

〔事業資金に係る貸付の条件の変更等のお申込み・ご相談について〕

厳しい経営環境に直面し事業の業績の悪化により、資金繰りに支障を来し、これまでのご返済の継続にお困りの場合、貸付の条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

2. 住宅ローンご利用のお客様

〔住宅資金に係る貸付の条件の変更等のお申込み・ご相談について〕

当組合の住宅ローンをご利用いただいているお客様が、勤務先や事業等のご事情による収入減等の理由からご返済にお困りの場合、貸付の条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

なお、お客様の金融円滑化のご相談は、本部または各営業店窓口でお受けしております。

お問合わせ先 融資部・地域支援課 TEL0242-22-6565

受付時間：平日午前9時から午後5時まで(ただし、当組合の休業日を除く)



創業者支援セミナー

～頑張るあなたの創業を応援します～

あいづしんくみ 創業塾



受講対象者

- ・これから会津地域で起業、創業を考えている方
- ・企業退職後の起業、女性の視点での起業、農業法人設立を考えている方
- ・飲食店、美容室、雑貨店、ITビジネス、農業ビジネスなど

講師

経営士、ITコーディネーター
山口 康雄 氏(会津商工信用組合顧問)

参加費

2万円(税込)

場所

会津商工信用組合 本店5階会議室

カリキュラム

令和7年度は2回、下記のカリキュラムにより開催しました。

■令和7年度カリキュラム

カリキュラム
『何故、今、始めたいのか？』 ・ 起業の動機、想いの再確認 ・ 経営理念の重要性、起業者に大切な視点 ・ 法人と個人の違い ・ 開業手続き
『何を、誰に、どこで、提供していくのか？』 ・ 事業ドメインの検証 ・ 販売計画と仕入計画
『事業を永く継続していくために大切なこと』 ・ 市場、マーケティング、差別化
『お金に嫌われないために』 ・ 資金計画、利益計画、融資の情報
『営業方法とIT活用』 ・ 販売促進など営業活動について ・ ホームページの有効活用 ・ 会計ソフトや顧客管理
『プレゼンテーション』 ・ プラン作成の重要性 ・ プラン作成のポイント ・ プレゼンテーションのブラッシュアップ

お問い合わせ先

融資部・地域支援課 TEL0242-22-6565

受付時間：平日午前9時から午後5時まで(ただし、当組合の休業日を除く)

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合は、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を尊重し、経営者保証の課題に適切に対応するための態勢整備を行い、お客様から新規の借入や既存保証債務の見直し、あるいは保証債務の整理の相談を受けた場合には、お客様の意向も踏まえて丁寧かつ具体的な説明を行うなど、真摯な取扱いに努めることとしております。

■経営者保証に関するガイドラインの活用に係る取組み事例（令和7年度）

債務者及び保証人の状況、事案の背景等

今後の経常運転資金の需要に対し、スピーディーに対応するため経営者保証なしで手形貸付の融資限度枠を設けたいとの申し出に対し、「経営者保証ガイドライン」に基づき検討、会社と経営者が明らかに分離されており、会社のみ資産や収益力から今後も継続的に返済が見込まれる等基準を満たしていた。

取組内容

上記の内容等を総合的に検討し、100百万円の手形貸付限度枠を経営者保証なしで承認。

■経営者保証に関するガイドラインの取組状況

	令和6年度	令和7年度
新規に無保証で融資した件数	81件	83件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	4.3%	11.7%
保証契約を解除した件数	10件(3先)	0件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当組合をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件	0件

※令和5年度より個人事業主を含みます。



霊まつり 流灯花火大会(柳津町)

地域密着型金融の取組み状況

あいづしんくみ

相談無料

創業・経営 個別相談会

創業・経営に関するお悩み、何でもご相談ください！



外部専門機関と連携してお客様の経営課題を解決します

経営全般

○財務内容改善・収益力UP ○経営計画書作成
○補助金の情報が欲しい

主な専門機関

- ◆福島県よろず支援拠点
- ◆オールふくしまサポート委員会
- ◆福島県中小企業活性化協議会
- ◆ふくしま地域伴走支援センター
- ◆外部認定支援機関(税理士等)
- ◆福島県信用保証協会
- ◆福島県創業人材マッチングサイト

販路拡大

○取引先を増やしたい
○インターネット販売をしたい
○クラウドファンディングについて知りたい

主な専門機関

- ◆福島県よろず支援拠点
- ◆商工会議所・商工会
- ◆ミュージックセキュリティーズ(株)
- (クラウドファンディング購入型・投資型)

事業承継・M&A

○事業の継続について悩んでいる
○事業の譲り渡し先を探している
○事業の譲り受けをして事業を拡大したい

主な専門機関

- ◆福島県事業承継・引継ぎ支援センター
- ◆ふくしま地域M&Aセンター

創業

○創業したい
○創業・新規事業の経営計画を策定したい

主な専門機関

- ◆福島県信用保証協会
- ◆日本政策金融公庫
- ◆商工会議所・商工会
- ◆あいづしんくみ創業塾

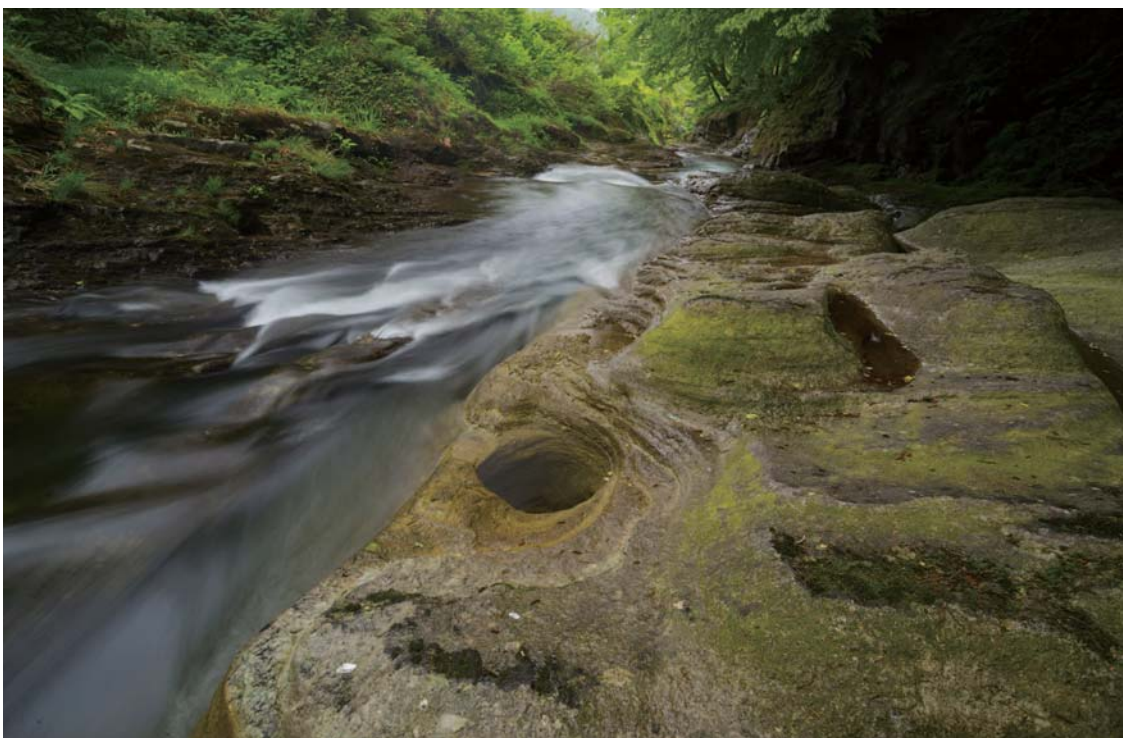
法令等遵守

コンプライアンス(法令等遵守)基本方針

当組合は、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の最重要課題として掲げ、「社会的責任」と「公共的使命」を柱とした企業倫理を確立し、コンプライアンス態勢を構築しています。

当組合の全役職員は、コンプライアンスの重要性を認識して業務に取り組んでおります。

- 金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、健全な業務運営を通じて、お客さま及び社会からの信頼・信用を確保する。
- 法令、諸規則、組合内諸規程の遵守を通じて、社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行して、コンプライアンスの実践を図る。
- 当組合の事業等の情報を適時かつ適切に開示して、広く社会とのコミュニケーションを図る。
- 役職員の人格、個性を尊重するとともに、安全かつ快適な環境を確保する。
- 社会の構成員であること及び地域社会の発展や公共の利益に深く関わる業務に携わっていることを認識し、自主的かつ積極的に社会貢献活動及び環境問題に取り組む。
- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対峙する。



滝沢川おう穴群(金山町)

法令等遵守

個人情報保護宣言

当組合では、個人情報保護および個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等(以下「法令等」といいます。)を遵守して以下の考え方に基づきお客様の個人情報等を厳格に管理し、適正に取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言につきましては、その内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに掲載し、または、各店舗の窓口等に掲示し、もしくは備え付けることにより、公表します。

1. 個人情報の利用目的

当組合では、上記1.で特定した利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外の目的では、法等で認められる場合のほか、利用いたしません。

また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外で利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人情報の適正な取得について

当組合では、上記1.で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客様の個人情報等を取得いたします。なお、法第2条第3項に定める要配慮個人情報を含む「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める機微情報は、法令等で認められている場合以外は、取得いたしません。

(1)預金口座のご新規申込の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報

(2)各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報

(3)商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報

3. 個人データの第三者提供

当組合は、法令等で認められている場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。また、個人番号をその内容を含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客様の同意があっても、これを第三者に提供いたしません。

ただし、当組合は、外国の法令等の要請により、外国の税務当局等に個人データを提供する場合があります。当組合は、お客様に当該機関の名称及び所在国、その他の法令等により必要とされる事項に関する情報提供を行ったうえで、同意を得るものとします。

4. 個人データの委託

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データおよび個人番号に関する取扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取扱いを確保するための委託契約締結、実施状況の点検などを行います。

(1)お客様にお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合

(2)情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

5. 個人データの共同利用

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙③に表示する特定の者と共同利用しております。但し、個人番号をその内容を含む特定個人情報については、共同利用をいたしません。

6. 個人情報等の安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人情報等の漏えい・滅失等の防止その他の個人情報の安全管理のため、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人情報等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

当組合における個人データの安全管理措置に関しては、当組合の内部規程等においてに定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

(1)個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記8.のご質問・相談・苦情窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けることとしています。

(2)取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について策定しています。

(3)個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署による監査を実施しています。

(4)個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。また、個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。

(5)個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。

(6)アクセス制御を実施して、担当者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

7. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1)開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データまたは第三者提供に係る記録の開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2)訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等(訂正・追加・削除)のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3)利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等(利用停止・消去)のご依頼があった場合(法等に基づく正当な理由による)には、原則として利用停止等いたします。

(4)ダイレクトメール等の中止

当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

なお、これらのご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者(代理人を含む)の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申出ください。

8. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取組んで参りますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申出ください。

(窓口)総合企画部 TEL(0242)22-6565 FAX(0242)22-1708

法令等遵守

個人情報保護に係る業務内容ならびに利用目的

当組合の「個人情報保護宣言」に基づく、「個人情報保護に係る業務内容並びに利用目的」は以下のとおりです。

【業務内容】

- 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務及びこれらに付随する業務
- 保険販売業務等、法律により信用組合が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
- その他信用組合が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

【利用目的（個人番号を含む場合を除く）】

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- お客様さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品のサービスの研究や開発のため
- ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- 組合員資格の確認及び管理のため
- その他、お客様さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- お客様さまの安全及び財産を守るため、または防犯上の必要から、防犯カメラの映像を利用すること

【個人番号の利用目的】

- 役職員等（当組合の役職員並びにその配偶者及び扶養家族をいう。以下同じ）に係る事務
 - ① 給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
 - ② 健康保険・厚生年金保険並びに雇用保険届出事務
 - ③ 労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
 - ④ 国民年金の第3号被保険者の届出事務
 - ⑤ 財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄の非課税に関する各種申告、各種届出事務
- 顧客等（当組合の個人の顧客並びに組合員をいう。以下同じ）に係る事務
 - ① 出資配当金の支払いに関する法定調書作成・提供事務
 - ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務並びに法定調書作成・提供事務
 - ③ 金地金取引に関する法定調書作成・提供事務
 - ④ 国外送金等取引に関する法定調書作成・提供事務
 - ⑤ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
 - ⑥ 教育等資金非課税制度等に関する法定調書作成・提供事務
 - ⑦ 預金保険法に基づく名寄せ・税務調査（犯則調査および滞納処分のための調査を含む。）
社会保障における資力調査等に関する事務
 - ⑧ 預貯金口座付番（預貯金口座とマイナンバーを紐付ける）に関する事務
 - ⑨ 公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務
 - ⑩ 災害時及び相続時における預貯金口座情報提供に関する事務
 - ⑪ 本人特定事項及び個人番号の正確性の確保に関する事務
- 役職員等及び顧客以外の個人に係る事務
 - ① 報酬・料金等の支払調書作成事務
 - ② 不動産の使用料等の支払調書作成事務
 - ③ 不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務



法令等遵守

反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- (1)当組合は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当な要求に対しては断固として拒絶します。
- (2)当組合は、反社会的勢力の不当な要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- (3)当組合は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与を行いません。
- (4)当組合は、反社会的勢力の不当な要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- (5)当組合は、反社会的勢力の不当な要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。



大内宿 半夏まつり(下郷町)

経理・経営内容

貸借対照表

(単位：千円)

科 目			第69期(令和7年3月31日)	第70期(令和8年3月31日)
資 産 の 部	現 金		1,751,091	1,842,642
	預 け 金		44,743,486	37,854,320
	有 価 証 券		7,846,422	7,558,530
	国 債		—	199,733
	地 方 債		—	300,000
	社 債		5,519,570	5,134,322
	株 式		344,752	336,173
	そ の 他 の 証 券		1,982,099	1,588,300
	貸 出 金		46,621,150	46,536,503
	割 引 手 形		21,156	6,387
	手 形 貸 付		3,111,744	4,070,211
	証 書 貸 付		42,850,551	41,832,200
	当 座 貸 越		637,699	627,703
	そ の 他 資 産		591,277	723,327
	未 決 済 為 替 貸		9,391	9,133
	全 信 組 連 出 資 金		418,600	418,600
	前 払 費 用		678	945
	未 収 収 益		103,084	240,385
	そ の 他 の 資 産		59,522	54,262
	有 形 固 定 資 産		506,137	543,793
	建 物		303,031	284,131
	土 地		203,105	185,278
	その他の有形固定資産		0	74,383
	無 形 固 定 資 産		1,185	553
	ソ フ ト ウ ェ ア		0	368
	その他の無形固定資産		1,185	185
	債 務 保 証 見 返		37,916	26,904
	貸 倒 引 当 金		△ 2,868,804	△ 2,715,406
	(うち個別貸倒引当金)		(△ 2,331,352)	(△ 2,311,092)
	資 産 の 部 合 計		99,229,863	92,371,169



(単位：千円)

科 目				第69期(令和7年3月31日)	第70期(令和8年3月31日)
負債の部	預 金 積 金			95,064,647	88,151,954
	当 座 預 金			162,199	60,399
	普 通 預 金			43,839,775	42,453,108
	通 知 預 金			3,499	7,739
	定 期 預 金			46,847,194	42,203,943
	定 期 積 金			3,936,116	3,157,118
	そ の 他 の 預 金			275,861	269,645
	そ の 他 負 債			412,860	374,419
	未 決 済 為 替 借			23,641	18,476
	未 払 費 用			64,924	105,779
	給 付 補 填 備 金			1,251	1,652
	未 払 法 人 税 等			3,984	3,984
	前 受 収 益			11,759	16,133
	払 戻 未 済 金			201,586	151,774
	資 産 除 去 債 務			91,740	59,180
	そ の 他 の 負 債			13,972	17,438
	賞 与 引 当 金			16,852	16,999
	睡眠預金払戻損失引当金			8,212	1,583
	偶 発 損 失 引 当 金			69,304	70,251
	債 務 保 証			37,916	26,904
負 債 の 部 合 計				95,609,793	88,642,111
純資産の部	出 資 金			3,778,332	3,633,764
	普 通 出 資 金			1,418,332	1,273,764
	優 先 出 資 金			2,360,000	2,360,000
	資 本 準 備 金			2,360,000	—
	資 本 準 備 金			2,360,000	—
	利 益 剰 余 金			△ 2,401,185	199,249
	利 益 準 備 金			985,000	—
	そ の 他 利 益 剰 余 金			△ 3,386,185	199,249
	特 別 積 立 金			535,852	—
	当 期 未 処 分 剰 余 金			△ 3,922,038	199,249
	組 合 員 勘 定 合 計			3,737,146	3,833,013
	その他有価証券評価差額金			△ 117,076	△ 103,956
	評価・換算差額等合計			△ 117,076	△ 103,956
純 資 産 の 部 合 計				3,620,070	3,729,057
負債及び純資産の部合計				99,229,863	92,371,169

■貸借対照表の注記

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 12年～50年

その他 3年～20年

4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を以下の方法で計上しております。

債権額から債権の元本回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積り、当該キャッシュ・フローを回収可能見込額として控除し、その残額を計上する方法(キャッシュ・フロー控除法)により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去3年間又は過去5年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に、自己査定委員会が資産査定を実施しており、その査定結果に基づき上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,216百万円であります。

6. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

7. 当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度

全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。(積立状況に関する事項については、当組合の決算において入手可能な最新の情報を基に記載しております。)

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和7年3月31日現在)

年金資産の額	243,135百万円
年金財政計算上の数理債務の額	207,181百万円
差引額	35,953百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
(令和6年4月分～令和7年3月分) 0.717%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高8,850百万円及び別途積立金、若しくは財政上の剰余金44,804百万円によるものです。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間7年の元利均等償却であり、当組合は当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金8百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算出されるため、上記

(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。

8. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。

9. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

10. 消費税及び地方消費税の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は個々の資産の取得原価に算入しております。

11. 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

貸倒引当金 2,715百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

12. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利や為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。



(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程等に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度管理、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣等による統合的リスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、融資部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部及び総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、統合的リスク管理委員会等において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には、総合企画部及び総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、定期的にギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期ベースで理事会等に報告しております。

(ii)為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、統合的リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程や資金運用規程等に従い行われております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、保有限度の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は総合企画部及び総務部を通じ、理事会及び統合的リスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv)市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。

当組合では、これら金融資産及び金融負債について、『協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等において金融庁長官が別に定める事項(平成十九年金融庁告示第十七号)』において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、

それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当該事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合の経済価値は876百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

13. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。(時価等の評価技法(算定方法)については、(注1)参照)。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	37,854	37,874	20
(2) 有価証券	7,363	7,346	△16
満期保有目的の債券	1,099	1,083	△16
その他有価証券	6,263	6,263	—
(3) 貸出金(*1)	46,536		
貸倒引当金(*2)	△2,715		
	43,821	43,881	60
金融資産計	96,401	96,449	48
(1) 預金積金(*1)	88,151	87,373	△778
金融負債計	88,151	87,373	△778

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準 適用指針31号令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と

近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価額を時価とみなしております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算定結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	195
その他の証券(*1)	0
組合出資金(*2)	418
合 計	614

(*1) 非上場株式及びその他の証券については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金(全信組連出資金等)については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

14. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

時価が貸借対照表計上額を超える有価証券はありません。

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
国 債	199	196	△3
地方債	300	296	△3
社 債	600	590	△9
その他	—	—	—
合 計	1,099	1,083	△16

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) その他有価証券で時価のあるもの

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

取得原価が貸借対照表計上額を超える有価証券はありません。

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株 式	140	166	△25
債 券	6,122	6,200	△78
国 債	—	—	—
地方債	—	—	—
社 債	4,534	4,600	△66
そ の 他	1,588	1,600	△12
小 計	6,263	6,367	△103
合 計	6,263	6,367	△103

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、上記減損処理において時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりであります。

(1) 取得原価に比べて50%以上下落した場合。

(2) 取得原価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄で、格付機関の格付が「BB」以下となった場合等、信用状態の著しい低下があったと判断された場合。

15. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

16. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

17. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債 券	796	2,942	—	795
国 債	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—
社 債	796	2,942	—	795
そ の 他	697	891	—	—
合 計	1,493	3,833	—	795



18. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,857百万円
危険債権額	3,973百万円
三月以上延滞債権額	9百万円
貸出条件緩和債権額	22百万円
合計額	5,863百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

19. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6百万円であります。
20. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,385百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,385百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

21. 有形固定資産の減価償却累計額 1,481百万円
22. 理事及び監事に対する金銭債権総額 5百万円
23. 子会社等に対する金銭債権総額 1百万円

24. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

（単位：百万円）

【繰延税金資産】

税務上の繰越欠損金（注2）	785
貸倒引当金	499
固定資産減損損失	179
その他有価証券評価差額金	29
減価償却超過額	4
有価証券評価損	3
その他	33
繰延税金資産小計	1,534
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	△785
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△748
評価性引当額小計（注1）	△1,534
繰延税金資産合計	—

（注1）評価性引当額の変動の主な内容は、貸倒引当金や固定資産減損損失の減少等によるものです。

（注2）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超	合計
税務上の繰越欠損金（a）	—	—	—	—	785	785
評価性引当額	—	—	—	—	△785	△785
繰延税金資産	—	—	—	—	—	（b）—

（a）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

（b）税務上の繰越欠損金は785百万円（法定実効税率を乗じた額）に対する繰延税金資産については、全額回収不能と判断しております。回収不能分について、評価性引当額を認識しております。

（注）評価性引当額に重要な変動が生じております。当該変動の主な内容は、その他有価証券評価差額金に係る評価性引当額の増加であります。

25. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	1,000百万円
担保資産に対応する債務	借入金	—百万円

上記の他、公金取扱い、為替取引及び日本銀行歳入復代理店取引のために、預け金1,010百万円を担保として提供しております。

26. 出資1口当たりの純資産額は、△790円19銭です。

経理・経営内容

■損益計算書

(単位：千円)

科 目	第69期 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)	第70期 (令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで)
経 常 収 益	1,297,976	1,561,861
資 金 運 用 収 益	1,210,102	1,393,824
貸 出 金 利 息	1,027,688	1,065,462
預 け 金 利 息	71,775	254,223
有価証券利息配当金	90,214	59,631
その他の受入利息	20,423	14,506
役 務 取 引 等 収 益	77,741	87,853
受入為替手数料	31,424	33,628
その他の役務収益	46,317	54,224
そ の 他 業 務 収 益	9,824	9,542
国債等債券償還益	18	—
その他の業務収益	9,806	9,542
そ の 他 経 常 収 益	307	70,641
貸倒引当金戻入益	—	63,329
その他の経常収益	307	7,312
経 常 費 用	4,493,493	1,336,522
資 金 調 達 費 用	57,900	176,657
預 金 利 息	56,935	174,881
給付補填備金繰入額	964	1,579
借 用 金 利 息	—	195
役 務 取 引 等 費 用	156,386	168,633
支払為替手数料	15,095	15,057
その他の役務費用	141,291	153,575
そ の 他 業 務 費 用	991,593	940
国債等債券売却損	846,737	—
国債等債券償還損	142,636	21
その他の業務費用	2,219	919
経 費	1,095,145	968,076
人 件 費	648,004	613,885
物 件 費	410,794	319,461
税 金	36,346	34,728
そ の 他 経 常 費 用	2,192,467	22,214
貸倒引当金繰入額	2,096,940	—
貸 出 金 償 却	2,460	—
株 式 等 売 却 損	9,804	—
株 式 等 償 却	1,189	—
その他の経常費用	82,073	22,214
経 常 利 益	△ 3,195,516	225,339
特 別 利 益	—	32,472
固 定 資 産 処 分 益	—	32,472
特 別 損 失	704,075	13,392
固 定 資 産 処 分 損	19,718	12,392
減 損 損 失	684,356	—
そ の 他 の 特 別 損 失	—	1,000
税 引 前 当 期 純 利 益	△ 3,899,592	244,419
法人税、住民税及び事業税	3,984	3,984
法 人 税 等 調 整 額	18,462	—
法 人 税 等 合 計	22,446	3,984
当 期 純 利 益	△ 3,922,038	240,435
繰越金(当期首残高)	—	△ 41,185
当 期 末 処 分 剰 余 金	△ 3,922,038	199,249



■剰余金処分(又は損失金処理)計算書

(単位：千円)

科 目	第69期(令和7年3月31日)	第70期(令和8年3月31日)
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失金)	△ 3,922,038	199,249
剰 余 金 処 分 額	—	152,540
利 益 準 備 金	—	20,000
優 先 出 資 金 に 対 す る 配 当 金	—	15,576 (年0.33%の割合)
普 通 出 資 金 に 対 す る 配 当 金	—	6,964 (年0.50%の割合)
優 先 出 資 金 消 却 積 立 金	—	60,000
経 営 基 盤 安 定 積 立 金	—	50,000
積 立 金 取 崩	1,520,852	—
特 別 積 立 金 取 崩	535,852	—
利 益 準 備 金 取 崩	985,000	—
資 本 準 備 金 取 崩	2,360,000	—
次 期 繰 越 金	△ 41,185	46,708

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当事業年度における減損処理はありません。

3. 出資1口当たりの当期純利益 158円13銭



夏の猪苗代湖(猪苗代町)

経理・経営内容

経費の内訳

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
人 件 費	648,004	613,885
報 酬 給 料 手 当	528,013	500,459
退 職 給 付 費 用	37,468	34,787
そ の 他	82,522	78,637
物 件 費	410,794	319,461
事 務 費	193,735	168,458
固 定 資 産 費	81,108	80,224
事 業 費	27,665	23,846
人 事 厚 生 費	10,787	10,726
減 価 償 却 費	83,044	22,156
そ の 他	14,453	14,050
税 金	36,346	34,728
経 費 合 計	1,095,145	968,076

業務粗利益及び業務純益等

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
資 金 運 用 収 益	1,210,102	1,393,824
資 金 調 達 費 用	57,900	176,657
資 金 運 用 収 支	1,152,202	1,217,166
役 務 取 引 等 収 益	77,741	87,853
役 務 取 引 等 費 用	156,386	168,633
役 務 取 引 等 収 支	△ 78,644	△ 80,779
そ の 他 業 務 収 益	9,824	9,542
そ の 他 業 務 費 用	991,593	940
そ の 他 の 業 務 収 支	△ 981,769	8,601
業 務 粗 利 益	91,788	1,144,988
業 務 粗 利 益 率	0.09%	1.18%
業 務 純 益	△ 1,200,079	176,912
実 質 業 務 純 益	△ 1,003,356	176,912
コ ア 業 務 純 益	△ 14,000	176,933
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	△ 14,000	176,933

- (注) 1. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
2. 業務純益＝業務収益－(業務費用＋金銭の信託運用見合費用)
3. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
4. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	1,524,967	1,461,350	1,420,367	1,297,976	1,561,861
経 常 利 益	121,782	△ 804,146	△ 436,098	△ 3,195,516	225,339
当 期 純 利 益	80,714	△ 870,028	△ 439,263	△ 3,922,038	240,435
預 金 積 金 残 高	98,761,007	98,867,447	97,061,186	95,064,647	88,151,954
貸 出 金 残 高	50,390,501	50,301,524	48,383,045	46,621,150	46,536,503
有 価 証 券 残 高	19,335,311	20,553,318	16,978,038	7,846,422	7,558,530
総 資 産 額	104,026,097	101,912,047	99,691,249	99,229,863	92,371,169
純 資 産 額	4,222,305	2,764,050	2,343,224	3,620,070	3,729,057
自己資本比率(単体)	10.12%	8.34%	7.61%	9.59%	9.66%
出 資 総 額	1,674,374	1,662,390	1,614,860	3,778,332	3,633,764
うち 普通出資	1,674,374	1,662,390	1,614,860	1,418,332	1,273,764
うち 優先出資	—	—	—	2,360,000	2,360,000
出 資 総 口 数	1,674,374口	1,662,390口	1,614,860口	1,536,332口	1,391,764口
うち 普通出資	1,674,374	1,662,390	1,614,860	1,418,332	1,273,764
うち 優先出資	—	—	—	118,000	118,000
普通出資に対する配当金	25,267	16,715	—	—	6,964
優先出資に対する配当金	—	—	—	—	15,576
職 員 数	133人	123人	116人	96人	90人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
役 務 取 引 等 収 益	77,741	87,853
受 入 為 替 手 数 料	31,424	33,628
その他の受入手数料	46,200	54,076
その他の役務取引等収益	116	148
役 務 取 引 等 費 用	156,386	168,633
支 払 為 替 手 数 料	15,095	15,057
その他の支払手数料	1,035	1,272
その他の役務取引等費用	140,256	152,302

受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
受 取 利 息 の 増 減	△ 38,738	183,721
支 払 利 息 の 増 減	43,979	118,757

総資産利益率

(単位：%)

区 分	令和6年度	令和7年度
総 資 産 経 常 利 益 率	△ 3.18	0.23
総 資 産 当 期 純 利 益 率	△ 3.91	0.24

(注) $\text{総資産経常(当期純)利益率} = \frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	令和6年度	令和7年度
資 金 運 用 利 回 (a)	1.23	1.44
資 金 調 達 原 価 率 (b)	1.18	1.23
総 資 金 利 鞘 (a)－(b)	0.05	0.21



■自己資本の充実状況

(単位：千円)

項 目	令和 6年度	経過措置に よる不算入額	令和 7年度	経過措置に よる不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	3,737,146		3,810,472	
うち、出資金及び資本剰余金の額	6,138,332		3,633,764	
うち、利益剰余金の額	△2,401,185		199,249	
うち、外部流出予定額(△)	—		△22,540	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	516,123		404,313	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	516,123		404,313	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第12項及び第13項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第6項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第7項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	4,253,269		4,214,786	
コア資本に係る調整項目(2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	861	—	402	—
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	861	—	402	—
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	861		402	
自己資本				
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	4,252,407		4,214,383	
リスク・アセット等(3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	41,289,856		40,593,146	
資産(オン・バランス)項目	40,701,364		39,970,233	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—		—	
うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第8条第10項)により、なお従前の例によとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に係るものの額	—		—	
うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第8条第10項)により、なお従前の例によとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額	—		—	
うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第8条第10項)により、なお従前の例によとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額	—		—	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第12条第7項又は第8項)を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オフ・バランス取引等項目	588,492		622,913	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—		—	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,033,561		3,025,874	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	44,323,417		43,619,020	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)／(ニ))	9.59%		9.66%	

- (注) 1. 本表は、国内基準の適用を受ける信用組合及び信用協同組合連合会が記載するものとする。
2. 本表における項目の内容については、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成19年3月金融庁告示第17号)」における附則別紙様式第1号に従うものとする。
3. 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示(協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件(平成25年金融庁告示第6号))附則第8条第9項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。
4. 大口与信の基準となる自己資本の額(自己資本の額から適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除いた額) (単位：千円)
5. 信用リスクに関する記載：(標準的手法採用組合等＝1、基礎的内部格付手法採用組合等＝2、先進的内部格付手法採用組合等＝3)
6. オペレーショナル・リスクに関する記載：(基礎的手法を使用＝1、粗利配分手法を使用＝2、先進的計測手法を使用＝3)

経理・経営内容

■有価証券の時価等情報

(1) 売買目的有価証券並びに子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は該当ありません。

(2) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

項 目	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	200	200	0	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	200	200	0	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	199	196	△ 3
	地 方 債	—	—	—	300	296	△ 3
	社 債	—	—	—	600	590	△ 9
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	1,099	1,083	△ 16
合 計		200	200	0	1,099	1,083	△ 16

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

(3) その他有価証券

(単位：百万円)

項 目	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	200	200	0	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社 債	200	200	0	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	200	200	0	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	株 式	149	166	△ 17	140	166	△ 25
	債 券	5,119	5,200	△ 81	4,534	4,600	△ 66
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社 債	5,119	5,200	△ 81	4,534	4,600	△ 66
	そ の 他	1,982	2,000	△ 18	1,588	1,600	△ 12
	小 計	7,251	7,368	△ 117	6,263	6,367	△ 103
合 計		7,451	7,568	△ 117	6,263	6,367	△ 103

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

(4) 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式 等	195	195
そ の 他 の 証 券	0	0
組 合 出 資 金	418	418
合 計	614	614

■先物取引の時価情報

該当事項なし

■オフバランス取引の状況

該当事項なし

■金銭の信託の時価等情報

該当事項なし

(注) 1. 非上場株式及びその他の証券については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 組合出資金(全信組連出資金等)については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。



■その他業務収益の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	0	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	9	9
その他業務収益合計	9	9

■預貸率及び預証率の期末値及び期中平均値 (単位：%)

区 分	令和6年度	令和7年度
預 貸 率	(期 末) 49.04	52.79
	(期中平均) 47.89	49.86
預 証 率	(期 末) 8.25	8.57
	(期中平均) 12.98	7.98

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$ 2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

■1店舗当りの預金及び貸出金残高 (単位：百万円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
1店舗当りの預金残高	7,312	6,780
1店舗当りの貸出金残高	3,586	3,579

■役職員1人当りの預金及び貸出金残高 (単位：百万円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
役職員1人当りの預金残高	941	927
役職員1人当りの貸出金残高	461	489

■資金運用勘定、調達勘定の平均残高等 (単位：百万円)

科 目	年度	平均残高	利 息	利回り(%)
資 金 運 用 勘 定	6年度	97,639	1,210	1.23
	7年度	96,727	1,393	1.44
う ち 貸 出 金	6年度	46,660	1,027	2.20
	7年度	46,042	1,065	2.31
う ち 預 け 金	6年度	37,913	71	0.18
	7年度	42,890	254	0.59
う ち 有価証券	6年度	12,647	90	0.71
	7年度	7,376	59	0.80
資 金 調 達 勘 定	6年度	97,431	57	0.05
	7年度	92,333	176	0.19
う ち 預金積金	6年度	97,431	57	0.05
	7年度	92,333	176	0.19
う ち 譲渡性預金	6年度	—	—	—
	7年度	—	—	—
う ち 借 用 金	6年度	—	—	—
	7年度	0	0	0.00

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(6年度13百万円、7年度14百万円)を、控除して表示しております。

資金調達

■預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

種 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	44,652	45.8	44,562	48.3
定期性預金	52,484	53.8	47,484	51.4
その他の預金	293	0.3	286	0.3
合 計	97,431	100.0	92,333	100.0
譲渡性預金	—	—	—	—

■財形貯蓄残高

(単位：百万円)

項 目	令和6年度末	令和7年度末
財形貯蓄残高	68	68

■預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	75,158	79.1	70,601	80.1
法 人	19,906	20.9	17,550	19.9
一 般 法 人	15,868	16.7	15,033	17.1
金 融 機 関	115	0.1	105	0.1
公 金	3,922	4.1	2,411	2.7
合 計	95,064	100.0	88,151	100.0

■定期預金種類別残高

(単位：百万円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
固定金利定期預金	46,498	41,885
変動金利定期預金	—	—
その他の定期預金	348	318
合 計	46,847	42,203

資金運用

貸出金種類別平均残高 (単位：百万円、%)

科 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割 引 手 形	21	0.0	24	0.0
手 形 貸 付	3,111	6.7	3,170	6.9
証 書 貸 付	42,850	92.0	42,258	91.8
当 座 貸 越	637	1.3	588	1.3
合 計	46,621	100.0	46,042	100.0

有価証券種類別平均残高 (単位：百万円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	1,022	8.0	63	0.9
地 方 債	—	—	52	0.7
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	7,632	60.3	5,123	69.5
株 式	394	3.1	361	4.9
その他の証券	3,598	28.4	1,774	24.1
合 計	12,647	100.0	7,376	100.0

(注) 1. 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。
2. その他の証券には、外国証券と投資信託が含まれております。

有価証券種類別残存期間別残高 (単位：百万円)

区 分		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国 債	令和6年度末	—	—	—	—
	令和7年度末	—	199	—	—
地 方 債	令和6年度末	—	—	—	—
	令和7年度末	—	300	—	—
短期社債	令和6年度末	—	—	—	—
	令和7年度末	—	—	—	—
社 債	令和6年度末	895	3,535	—	1,088
	令和7年度末	796	3,542	—	795
その他の証券	令和6年度末	398	1,086	496	—
	令和7年度末	697	891	—	—
合 計	令和6年度末	1,294	4,622	496	1,088
	令和7年度末	1,493	4,933	—	795

(注) その他の証券には、外国証券と投資信託が含まれております。

貸出金使途別残高 (単位：百万円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	27,613	59.2	27,804	59.7
設 備 資 金	19,007	40.8	18,731	40.3
合 計	46,621	100.0	46,536	100.0

貸出金償却額 (単位：百万円)

項 目	令和6年度末	令和7年度末
貸 出 金 償 却 額	2	0

担保種類別貸出金残高 及び債務保証見返額 (単位：百万円、%)

区 分	金額	構成比	債務保証見返額
当 組 合 金 預 金 積 金	令和6年度	601	1.3
	令和7年度	853	1.8
有 価 証 券	令和6年度	0	0.0
	令和7年度	0	0.0
動 産	令和6年度	8	0.0
	令和7年度	0	0.0
不 動 産	令和6年度	21,530	46.2
	令和7年度	20,932	45.0
そ の 他	令和6年度	0	0.0
	令和7年度	0	0.0
小 計	令和6年度	22,140	47.5
	令和7年度	21,785	46.8
信用保証協会 信 用 保 険	令和6年度	7,916	17.0
	令和7年度	7,479	16.1
保 証	令和6年度	10,033	21.5
	令和7年度	10,621	22.8
信 用	令和6年度	6,530	14.0
	令和7年度	6,649	14.3
合 計	令和6年度	46,621	100.0
	令和7年度	46,536	100.0

(注) 保証会社等の保証による貸出については、平成26年度までは「信用保証協会・信用保険」欄に計上しておりましたが、平成27年度より「保証」欄に計上しております。

貸出金金利区分別残高 (単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
固 定 金 利 貸 出	23,095	23,593
変 動 金 利 貸 出	23,525	22,943
合 計	46,621	46,536

消費者ローン・住宅ローン残高 (単位：百万円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	3,112	26.1	3,548	29.1
住 宅 ロ ー ン	8,810	73.9	8,635	70.8
合 計	11,922	100.0	12,183	100.0

貸倒引当金の内訳 (単位：百万円)

項 目	令和6年度末		令和7年度末	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	537	196	404	△ 133
個別貸倒引当金	2,331	1,848	2,311	△ 20
貸倒引当金合計	2,868	2,045	2,715	△ 153

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。



貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業 種 別	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	3,266	7.0	3,012	6.5
農 業、林 業	626	1.3	636	1.4
漁 業	—	—	—	—
鉱業、採石業・砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	4,099	8.8	4,356	9.4
電気、ガス、熱供給、水道業	103	0.2	122	0.3
情 報 通 信 業	85	0.2	81	0.2
運 輸 業、郵 便 業	725	1.6	716	1.5
卸 売 業、小 売 業	3,211	6.9	3,315	7.1
金 融 業、保 険 業	4,003	8.6	4,001	8.6
不 動 産 業	6,413	13.8	6,601	14.2
物 品 賃 貸 業	6	0.0	5	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	226	0.5	227	0.5
宿 泊 業	568	1.2	833	1.8
飲 食 業	1,194	2.6	1,183	2.5
生活関連サービス業、娯楽業	589	1.3	577	1.2
教 育、学 習 支 援 業	160	0.3	157	0.3
医 療、福 祉	598	1.3	566	1.2
そ の 他 の サ ー ビ ス	3,580	7.7	3,575	7.7
そ の 他 の 産 業	231	0.5	231	0.5
小 計	29,692	63.7	30,202	64.9
地 方 公 共 団 体	1,151	2.5	952	2.0
雇用・能力開発機構等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	15,777	33.8	15,381	33.1
合 計	46,621	100.0	46,536	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



春の鶴ヶ城(会津若松市)

経営内容

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	貸倒引当金引当率 (C)/(A－B)	保全額 (D)＝(B)＋(C)	保全率 (D)/(A)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和6年度	1,888	881	1,007	100.00%	1,888	100.00%
	令和7年度	1,857	816	1,040	100.00%	1,857	100.00%
危 険 債 権	令和6年度	4,098	2,774	1,323	100.00%	4,098	100.00%
	令和7年度	3,973	2,703	1,270	100.00%	3,973	100.00%
要 管 理 債 権	令和6年度	61	44	6	36.06%	50	82.20%
	令和7年度	32	20	7	67.95%	28	88.60%
3ヵ月以上 延滞債権	令和6年度	37	26	3	36.04%	30	82.19%
	令和7年度	9	6	2	67.92%	8	88.59%
条件緩和債権	令和6年度	24	17	2	36.08%	19	82.22%
	令和7年度	22	14	5	67.97%	20	88.61%
不 良 債 権 計	令和6年度	6,048	3,700	2,337	99.53%	6,037	99.82%
	令和7年度	5,863	3,540	2,318	99.84%	5,859	99.93%
正 常 債 権	令和6年度	40,658					
	令和7年度	40,747					
合 計	令和6年度	46,707					
	令和7年度	46,610					

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 3.「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金(上記1.および2.を除く)です。
- 4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1.～3.を除く)です。
- 5.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
- 6.「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 7.「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
- 8.金額は決算後(償却後)の計数です。
- 9.協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、協同組合による金融事業に関する法律の「リスク管理債権」の区分を、金融機能の再生の為の緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

法令等遵守体制・リスク管理体制

法令等遵守体制

当組合では、法令等遵守(コンプライアンス)を経営の最重要課題と位置付け、理事長がコンプライアンスの最高責任者となり、その下にコンプライアンス統括部門部署(総合企画部)及び各本店にコンプライアンス担当者を配置して推進を図っており、各種会議等においてコンプライアンスを取上げると共に、苦情・問題等について、原因を追究し指導を行い、認識の強化と再発の防止に努めております。

なお、これらの結果について四半期ごとに取纏めて評価を行い、改善に努めております。

顧客保護管理体制

お客様の情報管理やお客様に対する各種説明、或いは金融商品の販売・勧誘等について、それぞれ方針や規程・マニュアルを策定して、その遵守に努め、お客様が不利益を被ることがないように、顧客保護に努めております。

リスク管理体制

金融自由化の進展等により、金融業務や商品の多様化・高度化が進み、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクなど金融機関の抱えるリスクは増加しており、組合経営においてもリスク管理の重要性が高まっております。このような金融環境のもと、当組合では経営の健全性を確保すべく、「統合的リスク管理委員会」を毎月開催し、各リスクの把握や適切な管理・運営に努めております。



■リスク管理体制

定性的事項

- 信用リスクに関する事項
- 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 証券化エクスポージャーに関する事項
- オペレーショナル・リスクに関する事項
- 協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号)第三条第五項第三号に規定する出資
その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 金利リスクに関する事項

●信用リスクに関する事項

リスクの説明及び リスク管理の方針

管 理 体 制

評 価 ・ 計 測

信用供与先の財務内容の悪化等により、資産の価値が減少ないし削減し、組合が損失を被るリスクです。

当組合では、信用リスクを管理すべき重要なリスクであると認識し、「クレジットポリシー」等に基づいてコンプライアンス遵守や厳格な融資審査を行うと共に、職員の研修派遣等により、職員の審査・管理能力の向上を図っております。

また、自主的に大口貸出や特定業種への規制を行いリスクの軽減に努めると共に、厳正な自己査定の実施により貸出資産の健全性の維持に努めております。

◆貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は「自己査定並びに償却・引当に関する基準」に基づき、破綻懸念先以下の個別貸倒引当金を算定し、正常先～要管理先については、自己査定における債務者区分毎に計算された貸倒実績率を基に算定しております。

また、その結果については、会計監査人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

◆リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりですが、全て野村證券(株)のボンドミスによるものです。

なお、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称も同様であります。

- ①日本格付投資情報センター(R&I)
- ②日本格付研究所(JCR)
- ③ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(ムーディーズ)
- ④スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

◆エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称も同様であります。

◆信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクの削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保・有価証券担保・保証等が該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途・返済原資・財務内容・事業環境経営者の資質等、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。従って、担保又は保証に過度に依存しないような融資取上げ姿勢を維持しております。

但し、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。当組合が扱う担保には、自組合預金積金・有価証券・不動産担保等、保証には、人的保証・信用保証協会保証・民間保証等がありますが、その手続きについては、組合が定める担保評価基準や手続書等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。又、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、組合が定める各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続き等を省略して払戻充当致しております。

なお、自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式等、保証として信用保証協会保証、民間保証等が該当します。

◆派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項なし

経営内容

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明及び リスク管理の方針

管 理 体 制

評 価 ・ 計 測

オペレーショナル・リスクとは、役職員が正確な事務処理を怠る、或いは事故・不正等を起こすことにより組合が損失を被る事務リスクとコンピュータシステムのダウンや誤作動または不正使用等により、組合が損失を被るシステムリスクからなっています。

当組合では、事務全般について毎年度臨店監査を実施し、その結果を関係本部各部に伝えと共に、改善策等について協議して不正や過誤の防止と事務レベルの向上に向けた指導を行っております。

また、システムリスクについては、危機管理計画(コンティンジェンシープラン)を策定し、災害等に備えると共に、ウィルス対策やパソコンのアクセス制限等のセキュリティ対応を行っております。

◆オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算出しております。

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関する リスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明及び リスク管理の方針

管 理 体 制

評 価 ・ 計 測

出資その他これに関するエクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当しますが、当組合では、上場株式・非上場株式・全国信用協同組合連合会等への出資等を保有しております。

上場株式等については内部規程において、運用を抑制することとしておりますが、保有する上場株式については時価評価等を把握し、定期的に常勤役員や理事会への報告を行っており、又、非上場株式や出資金については、財務諸表や運用報告を基に評価を行うなど適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づく、適正な処理を行っております。

●金利リスクに関する事項

■銀行勘定の金利リスク(通称:IRRBB)

(単位:百万円)

項番	区 分	イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
1	上方パラレルシフト	888	876	0	133
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	ス テ ィ ー プ 化	608	545		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	888	876	0	133
		ホ		ヘ	
		令和6年度		令和7年度	
8	自 己 資 本 の 額	4,252		4,214	

(注) 1.金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2.「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2020年3月末から△NIIを開示することとなりました。



資料編

■リスク管理体制

定量的事項

- 自己資本の構成に関する事項 …… 自己資本の充実状況P.27をご参照ください
- 自己資本の充実度に関する事項
- 信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する事項
- 信用リスク削減手法に関する事項
- 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 …… 該当事項なし
- 証券化エクスポージャーに関する事項 …… 該当事項なし
- 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額 …… 該当事項なし
- 金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額… P.34をご参照ください

●自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	41,289	1,651	40,593	1,623
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	41,289	1,651	40,593	1,623
(i) ソブリン向け	1,373	54	1,211	48
(ii) 金融機関向け	10,310	412	8,822	352
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	500	20	500	20
(iii) カバード・ボンド向け	—	—	—	—
(iv) 法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	9,075	363	9,363	374
特定貸付債権向け	—	—	—	—
(v) 中堅中小企業等・個人向け	7,918	316	8,200	328
トランザクター向け	241	9	241	9
(vi) 不動産関連向け	6,795	271	7,059	282
自己居住用不動産等向け	3,932	157	3,823	152
賃貸用不動産向け	2,131	85	2,149	85
事業用不動産関連向け	354	14	327	13
その他不動産関連向け	7	0	12	0
ADC向け	369	14	745	29
(vii) 劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
(viii) 延滞等向け	2,787	111	2,695	107
(ix) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	196	7	195	7
(x) 株式等	—	—	—	—
(xi) 重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(xii) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xiii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	418	16	418	16
(xiv) その他	2,414	96	2,626	105
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,033	121	3,025	121
BI	2,022		2,017	
BIC	242		242	
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	44,323	1,772	43,619	1,744

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 「その他」とは、(i)～(xiii)に区分されないエクスポージャーです。

6. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7. 当組合は、標準的計測法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

8. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

経営内容

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(業種別・残存期間別)

(単位: 百万円)

業種区分 期間区分	エクスポ ージャー区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										延滞エク スポージャー	
				貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ 取引		その他			
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製 造 業		5,124	4,265	3,445	3,182	1,679	1,082	－	－	－	－	1,077	1,237
農 業 、 林 業		886	887	886	887	－	－	－	－	－	－	113	118
漁 業		0	0	0	0	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、 砂利採取業		0	0	0	0	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業		4,841	5,142	4,743	5,043	98	99	－	－	－	－	554	449
電 気 、 ガ ス 、 熱供給、水道業		1,015	1,032	129	145	886	886	－	－	－	－	10	10
情 報 通 信 業		479	577	87	83	391	494	－	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業		1,467	1,546	780	759	687	787	－	－	－	－	231	215
卸売業、小売業		3,850	3,995	3,653	3,797	196	198	－	－	－	－	360	351
金融業、保険業		51,857	44,473	4,019	4,017	2,675	2,183	－	－	45,162	38,272	－	－
不 動 産 業		6,980	7,090	6,683	6,893	296	197	－	－	－	－	1,234	1,049
物 品 賃 貸 業		6	5	6	5	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・ 技術サービス業		292	304	292	304	－	－	－	－	－	－	38	58
宿 泊 業		575	840	575	840	－	－	－	－	－	－	378	468
飲 食 業		1,555	1,581	1,555	1,581	－	－	－	－	－	－	238	233
生活関連サービ ス業、娯楽業		769	760	769	760	－	－	－	－	－	－	239	223
教育、学習支援業		175	171	175	171	－	－	－	－	－	－	－	－
医 療 、 福 祉		599	567	599	567	－	－	－	－	－	－	－	－
その他のサービス		4,379	4,302	4,354	4,293	－	－	－	－	24	9	849	795
そ の 他 の 産 業		822	1,035	233	243	588	792	－	－	－	－	－	－
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等		1,152	1,452	1,152	952	－	499	－	－	－	－	－	－
個 人		13,814	13,472	13,814	13,472	－	－	－	－	－	－	685	591
そ の 他		2,243	2,474	－	－	－	－	－	－	2,243	2,474	－	－
業 種 別 合 計		102,890	95,983	47,958	48,004	7,501	7,222	－	－	47,430	40,756	6,006	5,798
1 年 以 下		4,702	5,369	3,408	3,875	1,294	1,493	－	－	－	－	－	－
1年超5年以下		9,263	10,505	4,641	5,572	4,622	4,933	－	－	－	－	－	－
5年超10年以下		10,753	9,495	10,257	9,495	496	－	－	－	－	－	－	－
10 年 超		28,768	27,835	27,679	27,040	1,088	795	－	－	－	－	－	－
期間の定め のないもの		49,402	42,778	1,971	2,021	－	－	－	－	47,430	40,756	－	－
残存期間別合計		102,890	95,983	47,958	48,004	7,501	7,222	－	－	47,430	40,756	－	－

(注) 1.「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

3.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分などに分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金・有形固定資産のその他資産等が含まれます。

4.当組合は国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

5.業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P.30をご参照ください。



●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：千円)

業 種 区 分	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期 首 残 高		当期増加額		当期減少額		期 末 残 高			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製 造 業	49,367	442,933	392,816	167,562	1,149	10,677	442,933	598,411	497	—
農 業、林 業	14,603	74,838	58,630	5,357	—	37	74,838	73,840	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	96,661	211,513	123,449	11,816	—	36,665	211,513	177,595	—	—
電気、ガス、 熱供給、水道業	—	4,352	4,352	—	—	—	4,352	4,352	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	696	19,239	18,543	—	—	7,959	19,239	11,280	—	—
卸売業、小売業	44,978	63,954	38,445	1	15,603	3,845	63,954	46,703	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	68,903	489,418	414,168	20,635	—	20,286	489,418	477,898	—	—
物 品 賃 貸 業	△ 3,652	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業	5,320	24,758	18,692	—	—	879	24,758	23,879	—	—
宿 泊 業	4,822	344,875	281,695	4,969	—	2,552	344,875	347,292	—	—
飲 食 業	59,888	44,241	39,318	3,771	1,945	26,082	44,241	21,930	51,192	—
生活関連サービ ス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	86,936	345,791	271,846	5,117	4,802	18,109	345,791	332,799	—	—
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	62,546	265,441	208,455	13,169	6,629	51,074	265,441	195,114	2,460	—
合 計	491,068	2,331,353	1,870,409	232,396	30,128	178,164	2,331,353	2,311,092	54,149	0

(注)当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

●リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分(%)	エクスポージャーの額							
	CCF・信用リスク削減効果適用前				CCFの加重 平均値(%)		資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)	
	オン・バランス資産項目		オフ・バランス資産項目					
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
40%未満	13,123	13,001	1	0	20.440	20.457	13,116	12,994
40%～70%	11,850	11,474	3,028	3,603	18.850	18.545	12,370	12,074
75%	7,134	6,861	4,218	3,882	12.565	12.695	6,911	6,666
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	6,419	7,083	785	846	22.812	21.637	6,580	6,941
90%～100%	3,551	3,632	29	13	18.404	14.614	3,546	3,627
105%～130%	1,105	1,145	—	—	—	—	1,105	1,145
150%	1,157	1,147	—	—	—	—	1,086	1,079
250%	—	—	—	—	—	—	—	—
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	44,341	44,347	8,062	8,346	16.946	16.131	44,715	44,529

(注)「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

経営内容

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		911	1,163	7,466	6,720	—	—
①ソブリン向け		—	—	—	—	—	—
②金融機関向け		—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		—	—	—	—		
③カバード・ボンド		—	—	—	—		
④法人等向け		—	—	—	—	—	—
⑤中堅中小企業・個人向け		808	1,064	3,429	2,494		
⑥不動産関連向け		28	28	4,037	4,225		
自己居住用不動産等向け		0	1	4,037	4,225		
賃貸用不動産向け		27	27	0	—		
事業用不動産関連向け		—	—				
その他不動産関連向け		—	—	—	—		
ADC向け		—	—	—	—		
⑦劣後債権及びその他資本性証券等		—	—	—	—		
⑧延滞エクスポージャー		71	68	—	—		
⑨自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		—	—	—	—		
⑩株式等		—	—	—	—		
⑪その他		2	1	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45号(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

3. 「その他」とは、①～⑩に区分されないエクスポージャーです。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

証券化エクスポージャーに関する事項

●オリジネーターの場合

該当事項なし

●投資家の場合

該当事項なし

出資等エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	149	149	140	166
非上場株式等	195	—	195	—
合 計	344	149	336	166

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
評 価 損 益	△ 117	△ 103

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
売 却 益	—	—
売 却 損	856	—
償 却	1	—

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)にかかる売買損益は含まれておりません。

●貸借対照表及び、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
評 価 損 益	—	—

(注)「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。



その他業務

代理貸付残高の内訳

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度	構成比	令和7年度	構成比
全国信用協同組合連合会	27	9.4	23	9.8
株式会社商工組合中央金庫	9	3.1	2	1.0
株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業	0	0.0	0	0.0
株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業	5	1.8	4	1.7
独立行政法人住宅金融支援機構	252	85.7	210	87.5
独立行政法人福祉医療機構	0	0.0	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0
合 計	294	100.0	240	100.0

(注) 1. 株式会社日本政策金融公庫中小企業事業は、旧中小企業金融公庫です。
2. 株式会社日本政策金融公庫国民生活事業は、旧国民生活金融公庫です。

国際業務

外国為替取扱高

該当事項なし

外貨建資産残高

該当事項なし

証券業務

公共債引受額

該当事項なし

公共債窓販実績

該当事項なし

当組合の子会社

子会社等に対する金銭債権

(単位：百万円)

会 社 名	当期首残高	当期末残高	当期増減高
有限会社エイク	3	1	△2

財務諸表の適正性及び 内部監査の有効性

私は、当組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第70期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和8年6月24日

会津商工信用組合

理事長 菊地 武

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「伊藤公認会計士事務所 公認会計士 伊藤真大、村上公認会計士事務所 公認会計士 村上芳文」の監査を受けております。

その他業務

1. 対象役員

当組合では、非常勤を含む理事全員及び監事全員の報酬体系を開示しております。

対象役員に対する報酬は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」であります。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。

また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

(2) 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	43	80
監 事	10	13
合 計	54	93

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事8名、監事3名です。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規定」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていない為、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系にはありません。

組合員の推移

(単位：人)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
個 人	25,654	25,210
法 人	2,246	2,235
合 計	27,900	27,445

内国為替取扱実績

(単位：百万円)

区 分		令和6年度末		令和7年度末	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関向け	62,414	35,308	65,662	38,627
	他の金融機関から	99,201	54,017	100,490	46,148
代金取立	他の金融機関向け	32	55	53	140
	他の金融機関から	143	241	210	244

主要な事業の内容

A. 預金業務

(イ) 預 金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

(ロ) 譲渡性預金

譲渡性預金は取扱っておりません。

B. 貸出業務

(イ) 貸 付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

(ロ) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び為替手形の割引を取扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

F. 外国為替業務

取扱っておりません。

G. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

H. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

I. 附帯業務

(イ) 債務の保証業務

(ロ) 有価証券の貸付業務

(ハ) 国債等の引受け及び引受国債等の募集の取扱業務

(二) 代理業務

(a) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、
(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務

(b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務

(c) 日本銀行の歳入復代理店業務

(d) 信託会社又は信託業務を営むオリックス銀行(株)の業務の代理又は媒介

(ホ) 地方公共団体の公金取扱業務

(ヘ) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

(ト) 保護預り及び貸金庫業務



■手数料一覧

(令和8年7月27日現在)

【電信・文書】

種別		手数料		
		電信		
店頭	組合員	当組合	他行あて	文書
		110 円	660 円	660 円
	非組合員	550 円	880 円	880 円
	視覚に障がいをお持ちの方	組合員	110 円	440 円
ATM (CD カード)	組合員	無料	330 円	
	非組合員	330 円	550 円	
ATM (現金)		440 円	660 円	

※ 視覚に障がいをお持ちの方が、店頭で同一店内にてお振込みされる場合及び、他行あてに電信扱いでお振込みされる場合、一部の手数料が減額されます(但し、障がい者手帳等をご提示ください)。

【地代・家賃振込】

種別	手数料
口座振替 (当組合あて)	無料
振込帳有	無料
振込帳無	電信の店頭と同じ手数料

【為替関係】

種別	手数料
当組合同一店	即時入金の場合は無料
電子交換	880 円
個別取立 (注)	1,100 円
取立手形組戻料	1,100 円
不渡手形返却料	1,100 円
店頭呈示料	1,100 円
振込組戻料	880 円

(注) 電子手形交換所不参加金融機関への手形・小切手、電子手形交換対象外証券(クーポン)等、郵送で取立を行うものです。

【インターネットバンキング】

種別		手数料		
		同一店内	本支店間	他行あて
振込	組合員	無料	無料	330 円
	非組合員	無料	330 円	550 円
契約手数料				無料
月額基本料				無料

【ビジネス WEB バンキングサービス】

種別		手数料		
		同一店内	本支店間	他行あて
振込 (注)	組合員	無料	無料	330 円
	非組合員	無料	330 円	550 円
契約手数料				当分の間無料
月額基本料	照会・振込振替			1,100 円
	照会・振込振替・データ伝送			2,200 円

(注) 給与・賞与振込手数料につきましては、別途、「給与振込に関する協定書」により定めます。

【でんさい利用手数料】

種別		手数料		種別		手数料	
		本支店間	支払等記録			本支店間	支払等記録
発生記録	債務者請求	他行あて 660 円	開示請求	通常開示	オンライン	無料	220 円
	債権者請求	本支店間 220 円	特別開示	書面	書面	3,300 円	
譲渡記録		他行あて 660 円	残高証明書	都度発行方式	書面	4,400 円	
		本支店間 110 円	訂正・回復	オンライン	220 円		
分割譲渡記録		他行あて 330 円		書面	2,200 円		
		本支店間 220 円	支払不能情報照会	オンライン	165 円		
単独保証記録		他行あて 660 円		書面	3,300 円		
		220 円	支払不能通知の訂正	オンライン	無料		
変更記録	債権内容	オンライン 220 円		書面	2,200 円		
	債権内容以外	書面 2,200 円	支払不能通知の取消		2,200 円		
		無料	特定記録簿変更記録			5,500 円	

【ATM 手数料】

カードの種類	曜日	時間帯	稼働している営業店	手数料	
当組合カード お引出し・お預入れ 残高照会・通帳記載 県内信用組合カード お引出し・残高照会	平日	8:45~17:30	門田支店・西会津支店	無料	
		8:45~18:00	会津坂下支店		
		8:00~21:00	本店営業部/七日町/本町支店・喜多方/塩川支店 城南/芦ノ/牧/会津高田支店・滝沢/河東支店 ※県内信用組合カードの場合には、ご利用時間が 8:45~19:00の間のみ適用となります。		
		8:45~17:00	会津坂下支店		
	土・日・祝	8:00~19:00	本店営業部/七日町/本町支店・喜多方/塩川支店 城南/芦ノ/牧/会津高田支店・滝沢/河東支店 ※県内信用組合カードの場合には、ご利用時間が 8:45~17:00の間のみ適用となります。		
	平日	8:45~17:30	門田支店・西会津支店		110円 110円 (18時以降 220円) <

※ 当組合のキャッシュカード・ローンカードをご利用のお客様へ

当組合のキャッシュカード・ローンカードを当組合以外の提携 ATM でご利用された場合、ATM 利用明細票に示された ATM 利用手数料より実際にご負担された手数料が減額される場合があります。

これは、利息制限法により、一定金額以上の ATM 利用手数料が利息とみなされる場合があり、その超える金額を当組合が負担するためであり、下記のお取引などが該当となります。

- ◆ キャッシュカードによる入金取引で総合口座のお預入れが発生する場合
- ◆ キャッシュカードによる入金取引でお借入れのご返済が行われる場合
- ◆ ローンカードによるお借入れ・ご返済の場合

【融資関係】

種別		手数料	
		1 件	1,100 円
融資取扱手数料 (預金担保、住宅ローン、 提携フリーローンを除く)	事業性融資 手形貸付	1 件	1,100 円
	個人融資 手形貸付	1 件	1,100 円
	事業性融資 証書貸付	1 件	1,100 円
	個人融資 証書貸付	1 件	1,100 円
	事業者カードローン新規発行	1 件	1,100 円
	消費者カードローン新規発行	1 件	1,100 円
手賃期間延長手数料 (但し、預金担保、預金会を除く) (注 1)		1 件	1,100 円
一般融資 事業性・消費性 (提携ローンのうち、 フリーローンを除く)	条件変更 (注 2)	1 件	5,500 円
	繰上完済	5 年以内	1 件 5,500 円
	残存期間 (注 6) (注 7)	5 年超 7 年以内	1 件 7,700 円
		7 年超	1 件 11,000 円
住宅ローン	条件変更 (注 2)	1 件	5,500 円
	繰上完済	3 年以内	1 件 6,600 円
	残存期間 (注 6)	3 年超 5 年以内	1 件 11,000 円
		5 年超 7 年以内	1 件 15,400 円
		7 年超	1 件 33,000 円
取扱手数料		融資金額の 0.5% + 消費税	
住宅取得資金に係る借入金の 年末残高等証明書	都度発行	1 通	440 円
	継続発行 (郵送扱いを含む)	1 通	440 円
条件変更 (注 2)	繰上完済	3 年以内	1 件 5,500 円
	残存期間 (注 6)	3 年超 5 年以内	1 件 11,000 円
		5 年超 7 年以内	1 件 15,400 円
		7 年超	1 件 33,000 円
事務取扱手数料 (注 3)			88,000 円
住宅取得資金に係る借入金の 年末残高等証明書	都度発行	1 通	440 円
	継続発行 (郵送扱いを含む)	1 通	440 円
不動産担保【新設定】 (住宅ローンを除く)		1 件	33,000 円
	追加担保時 (注 5)		
不動産担保【変更】	極度額変更時、 債務者の変更	1 件	11,000 円
	営業区域外不動産担保【加算】 (注 8)	1 件	33,000 円
担保 (全部・一部) 解除手数料 (注 9)		1 件	11,000 円

(注 1) 最終期日を延長するものが該当します。

新規回収については手形貸付の融資取扱手数料に該当します。

(注 2) 条件変更は、返済表が変更となるものが該当します。但し、預金担保、金利引き上げ、約定による金利変更、不動産業で「不動産分譲資金」の一部入金を除きます。相続等による債務者の変更については条件変更手数料を頂きます。但し、不動産担保【変更】手数料を頂く場合を除きます。

(注 3) 全国保証㈱・㈱クレディセゾンの取扱要綱による事務手数料に加え、当組合取扱手数料 (33,000 円「消費税含む」) を含みます。

(注 4) 一設定ごとに手数料を頂きます (担保物件の筆・棟数は考慮しません)。

留保担保での取扱については新設定手数料に準じます (但し、登記時に手数料は頂けません)。

但し、住宅ローンを除きます。

(注 5) 建物等の後日追加設定を条件としている場合は除きます。

(注 6) 「期限前完済手数料に係る特約」制度の対象融資金は、特約書に基づく手数料を頂きます。

(注 7) 全額繰上完済の場合、預金担保及び不動産業で「不動産分譲資金」は除きます。

(注 8) 当組合の定める営業区域外の担保設定については、所定の調査手数料に加え、営業区域外不動産担保手数料を頂きます (※住宅ローンを除きます)。

(注 9) お客様の都合による担保 (全部・一部) 解除を含みます (但し、道路等を公的機関に譲渡する場合と完全による担保解除を除きます)。

【円貨両替・多硬貸入金・多金種出金 手数料】

両替手数料		手数料	
		しんくみ メンバーズ	しんくみ メンバーズ以外
1 枚~10 枚	無料	無料	無料
	11 枚~500 枚	330 円	550 円
501 枚~1,000 枚	660 円	1,100 円	
	以降 500 枚毎	330 円加算	550 円加算

■両替手数料は、1 日にご持参された合計枚数、または、お渡しする合計枚数のいずれか多い枚数を基準とさせていただきます。

※同一金種への両替 (新券への交換、汚損した現金の交換等) も対象となります。

多硬貸入金手数料 多金種出金手数料		手数料	
		しんくみ メンバーズ	しんくみ メンバーズ以外
1 枚~50 枚	無料	無料	無料
	51 枚~500 枚	330 円	550 円
501 枚~1,000 枚	660 円	1,100 円	
	以降 500 枚毎	330 円加算	550 円加算

■多硬貸入金手数料は、1 日に入金される合計枚数を基準とさせていただきます。

■多金種出金手数料は、通常の払戻以外の金種を指定された場合に、払戻合計枚数から 1 万円を除いた金種合計枚数を基準とさせていただきます。

※入出金のほか、現金整理を要する業務 (振込・税金納付等) も対象となります。

※ しんくみメンバーズとは、①普通預金 ②定期預金 ③定期預金または融資取引 (カードローンを除く) のすべてのお取引をいただいている「組合員」の方をいいます。

※ 店頭以外の受付も対象となります。

【その他】

種別		手数料	
		1 通につき	660 円
インボイス関連 帳票発行手数料	振込手数料 (IB、ビジネスWEBバンキング)	220 円	
	総合振込手数料 (再発行を含む)・給与振込手数料 (再発行を含む)	220 円	
	定額自動送金手数料 (再発行を含む)	220 円	
	組合別企業別手数料・口座振替手数料	220 円	
当座預金	MNP (マルチペイメント取引) 手数料	220 円	
	マル専手形	用紙 1 枚につき	550 円
	マル専手形口座開設		3,300 円
	小切手帳	1 冊・50 枚綴り	5,500 円
手形・小切手イメージサービス (新規登録・変更)	約束手形	1 冊・25 枚綴り	3,300 円
	自己宛小切手	用紙 1 枚につき	550 円
	残高証明書	1 通につき	5,500 円
	発行手数料	1 通につき	660 円
融資見込み証明書	継続発行 (郵送扱いを含む)	1 通につき	1,100 円
	(預金・借入金)	1 通につき	1,100 円
	融資見込み証明書	1 通につき	5,500 円
	融資見込み証明書	1 通につき	330 円
証明書 (民法 909 条の 2 に基づく払戻し) 発行手数料	証明書 (民法 909 条の 2 に基づく払戻し) 発行手数料	1 通につき	330 円
	預金通帳・預金証書再発行手数料 (注 1)	1 件につき	1,100 円
	キャッシュカード新規発行手数料 (ICキャッシュカードへの切替を含む)	1 件につき	無料
	キャッシュカード・ローンカード再発行手数料 (注 1) (注 2)	1 件につき	1,100 円
夜間金庫使用料	夜間金庫使用料	年間	11,000 円
	貸金庫使用料	年間	11,000 円
	給与振込に関する取扱手数料 (他金融機関を除く)	1 件につき	無料
	取引履歴印刷サービス作成発行手数料 (過去 10 年以内に限定) (注 3)	1 件につき	2,200 円
破産管財人等特殊口座開設手数料 (注 4)	破産管財人等特殊口座開設手数料 (注 4)	1 件につき	11,000 円
	普通預金入金帳・納税預金入金帳	1 冊につき	2,200 円
	地代・家賃振込帳	1 冊につき	2,200 円
	保護預り手数料	年間	2,200 円
株式払込保管金証明書発行	株式払込保管金証明書発行	1 通につき	11,000 円
			払込金額の千分の 25 + 消費税

(注 1) 戸籍の移動による場合や、当組合の都合による移管の場合は無料となります。

(注 2) 事故防止の観点から暗証番号を変更したい旨のお申し出の場合は再発行手数料は無料となります (生年月日、電話番号、車輦番号、地番、その他推測されやすい番号を使用していた場合)。

(注 3) 預金取引の場合は 1 口座 1 件、融資取引の場合は 1 契約 1 件となります。

(注 4) 新設口座開設及び既存口座の名義変更も対象となります。



店舗一覧表

事務所の名称・所在地、自動機器設置状況（令和8年7月末現在）

店 名	住 所	電 話	CD・ATM
本店営業部 七日町支店 本町支店	〒965-0037 会津若松市中央一丁目1-30	(0242) 22-7575	3台
喜多方支店 塩川支店	〒966-0818 喜多方市字二丁目4670-6	(0241) 22-4311	2台
城南支店 芦ノ牧支店 会津高田支店	〒965-0874 会津若松市南花畑3-26	(0242) 28-2121	3台
滝沢支店 河東支店	〒965-0039 会津若松市白虎二丁目4-1	(0242) 25-2401	3台
門田支店	〒965-0839 会津若松市東年貢一丁目1-25	(0242) 28-1414	1台
会津坂下支店	〒969-6547 河沼郡会津坂下町字市中三番甲3663-1	(0242) 83-2321	1台
西会津支店	〒969-4406 耶麻郡西会津町野沢字下條乙1969-34	(0241) 45-3555	1台

地区一覧

会津若松市

喜多方市

大沼郡

- 会津美里町 ● 金山町
- 三島町 ● 昭和村

河沼郡

- 会津坂下町 ● 柳津町
- 湯川村

耶麻郡

- 猪苗代町 ● 西会津町
- 磐梯町 ● 北塩原村

南会津郡

- 南会津町 ● 下郷町
- 只見町 ● 桧枝岐村



檜枝岐歌舞伎(檜枝岐村)



マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び 拡散金融対策

当組合は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融(以下、マネロン対策という。)を防止し、業務の適切性を確保するため、「当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、当組合の横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

お客様各位

当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び 拡散金融対策に係る対応方針について

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営の重要な課題として、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置(リスクベース・アプローチ)を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針・手続・計画等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに福島県警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引及びお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年11月
会津商工信用組合

当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

※苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

当組合へのお申し出先

「お取引先店舗」または「総合企画部」をお願いいたします。

総合企画部

住 所：会津若松市中央一丁目1番30号

電話番号：0242-22-6565

受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

苦情等のお申し出は当組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする下記の機関でも受け付けています。詳しくは、上記「総合企画部」へご相談ください。

名 称	一般社団法人全国信用組合中央協会 しんくみ相談所	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター	仙台弁護士会 紛争解決支援センター
住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1 (全国信用組合会館内)	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒980-0811 仙台市青葉区一番町 2-9-18
電話番号	03-3567-2456	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249	022-223-1005
受 付 日 受付時間	月～金 (祝日および協会の休業日は除く) 9:00～17:00	月～金 (祝日、年末年始は除く) 9:30～12:00 13:00～15:00	月～金 (祝日、年末年始は除く) 10:00～12:00 13:00～16:00	月～金 (祝日、年末年始は除く) 9:30～12:00 13:00～17:00	月～金 (祝日、年末年始は除く) 10:00～16:00

※しんくみ相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得た上、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

しんくみ相談所のホームページは次のアドレスです。 <http://www.shinyokumiai.or.jp/consumer.html>

※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター及び仙台弁護士会紛争解決支援センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合「総合企画部」またはしんくみ相談所へお申し出ください。また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

※保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(電話：0570-022808)

当組合は、お客様からのお申し出について、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ内部管理態勢等を整備して、迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。

1. お客様からの苦情等については、本支店または総合企画部で受け付けます。
2. お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
3. 苦情等の受付・対応に当たりましては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切にお取扱いいたします。
4. お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介し、その標準的な手続等の情報を提供します。
5. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取組みます。
6. 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、総合企画部が一元的に管理します。
7. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
8. 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
9. 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不断に行います。

以上



あいづしんくみ 金融サポート

“スクラム”



**当組合はお取引いただく事業所で
働く皆様に金融面でサポートします!**

あいづしんくみ金融サポート“スクラム”とは

当組合とお取引いただいている事業所との間で「スクラム協定書」を締結することで、その事業所で働く従業員の方（役員の方も含みます）へ各種ローンや定期積金等を「スクラム会員特別金利」でお取扱いさせていただくサービスです。

原発処理水の海洋放出を巡る 風評被害の影響を受けた県内事業所への支援



常磐ものの応援フェア



10/18(土)・10/19(日)、「道の駅あいづ 湯川・会津坂下」を会場に「常磐ものの応援フェア」を開催しました。

福島県内の信用組合のお取引先事業所が自慢の「常磐もの」を販売し、多くのお客様にお買い求めいただきました。

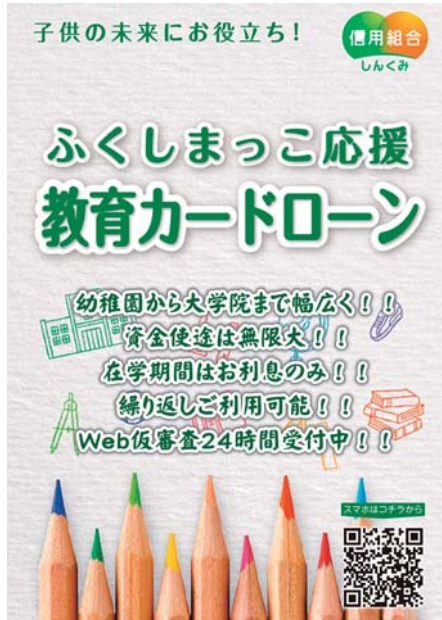


この「常磐ものの応援フェア」は、原発処理水の海洋放出を巡る風評被害の払拭を訴えるイベントの一環として、福島県信用組合協会が主催し、道の駅あいづ 湯川・会津坂下様のご協力により開催したものです。



あいづしくみのSDGsに関する取組み

ふくしまっこ応援教育カードローン



子供の未来にお役立ち!

信託組合 しんくみ

ふくしまっこ応援教育カードローン

幼稚園から大学院まで幅広く!!
資金使途は無制限!!
在学期間はお利息のみ!!
繰り返しご利用可能!!
Web仮審査24時間受付中!!

スマホで簡単審査

幼稚園から大学院まで幅広く、カードローンなどで必要な時に必要な分だけ繰り返しご利用いただけます。

「もったいない」を当たり前!

脱使い捨てプラ容器・生ごみ減量で 資源循環型社会の実現を

事業所支援として開催している「あいづしくみ藩公祭市」ですが、例年会場で販売される生ビールは1,000杯を超えます。これまでそのほとんどがプラスチック製容器で提供され、廃棄されていました。

第11回の開催では、取引先事業所の協力ののもと、石油を全く使用しない植物由来の生分解性プラスチックの「PLAグラス」を来場者に有料で貸し出し、「PLAグラス協力店」で生ビールを購入いただいた後、「PLAグラス」を返却することでデポジットとして一部をキャッシュバックする仕組みを取り入れました。回収された「PLAグラス」は専用の機械できれいに洗浄して再活用され、いずれは土に還ります。また、会場内で販売される食品の中にはごく少数ですが、廃棄される食品もあったことから、取引先事業所の協力ののもと、生ごみから堆肥を作ることができるコンポストの実演・販売を実施いただきました。



混ぜれば「ごみ」、分ければ「資源」。 シュレッダー古紙をトイレトーパーに。

ペーパーレス化に努めているものの、現実的には各種情報を抹消したシュレッダー古紙が排出されることから、お取引先事業所と連携し、トイレトーパーに生まれ変わる循環型の取組みを行っています。

この取組みは、SDGsの12.つくる責任つかう責任「持続可能な生産消費形態を確保する」、17.パートナーシップで目標を達成しよう「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」に合致するものと考えています。



ペットボトルキャップをワクチンに。



私たちの生活に必要不可欠な存在のペットボトル。

ペットボトル自体はリサイクルしていますが、そのキャップのリサイクルが支援国のこどもたちのポリオワクチンに繋がっていることはご存知でしょうか。あいづしくみでは、職員が集めたペットボトルキャップをお取引先の回収業者様に回収いただいています。

リサイクルによって得られる資金は、世界のこどもたちに届けられるポリオワクチンの購入費に充てられます。

あいづしくみは、地域社会への貢献活動やSDGsへの取組みなど、地域金融機関としての社会的責任を果たして参ります。



感謝の心でこれからも…

あいづしんくみ

会津商工信用組合



〒965-0037 会津若松市中央一丁目1番30号
TEL 0242-22-6565 FAX 0242-22-1708
<https://www.aizushinkumi.co.jp>